

令和5年第3回定例会

麻績村議会会議録

令和5年 9月5日 開会

令和5年 9月12日 閉会

麻績村議会

令和五年第三回〔九月〕定例会

令和五年第三回〔九月〕定例会

麻績村議会議録

麻績村議会議録

令和5年第3回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	8
○請願・陳情等の委員会付託について	8
○議案第1号から議案第8号まで一括上程、提案理由の説明	9
○認定第1号から認定第7号まで一括上程	12
○令和4年度決算審査意見書報告	12
○散会の宣告	15

第 2 号 (9月8日)

○議事日程	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
○事務局職員出席者	17
○開議の宣告	18

○議事日程の説明	1 8
○一般質問	1 8
飯 森 茂 孝 君	1 8
塚 原 利 彦 君	2 8
宮 下 朗 君	4 5
茂 木 泰 男 君	6 1
飯 森 寛 志 君	6 8
宮 川 秀 俊 君	8 3
清 水 清 君	9 4
○委員長報告	1 1 0
○散会の宣告	1 1 3

第 3 号 （9月12日）

○議事日程	1 1 5
○出席議員	1 1 6
○欠席議員	1 1 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 6
○事務局職員出席者	1 1 6
○開議の宣告	1 1 7
○議事日程の説明	1 1 7
○認定第1号の質疑、討論、採決	1 1 7
○認定第2号の質疑、討論、採決	1 1 8
○認定第3号の質疑、討論、採決	1 1 9
○認定第4号の質疑、討論、採決	1 1 9
○認定第5号の質疑、討論、採決	1 2 0
○認定第6号の質疑、討論、採決	1 2 1
○認定第7号の質疑、討論、採決	1 2 1
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 2 2
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 2 3

○議案第４号の質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第５号の質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第６号の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第７号の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第８号の質疑、討論、採決	1 2 6
○同意第１号及び同第２号の上程、提案理由の説明	1 2 6
○同意第１号の質疑、採決	1 2 8
○同意第２号の質疑、採決	1 2 8
○発議第１号の質疑、討論、採決	1 2 9
○発議第２号の質疑、討論、採決	1 2 9
○発議第３号の質疑、討論、採決	1 3 0
○発議第４号の質疑、討論、採決	1 3 0
○発議第５号の上程、採決	1 3 1
○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）	1 3 1
○村長挨拶	1 3 2
○閉会の宣告	1 3 3
○署名議員	1 3 5

○ 招 集 告 示

麻績村告示第 3 4 号

令和 5 年第 3 回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

麻績村長 塚 原 勝 幸

1 日 時 令和 5 年 9 月 5 日（火） 午前 9 時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

1 番 飯 森 茂 孝 君
3 番 宮 下 朗 君
5 番 飯 森 寛 志 君
7 番 清 水 清 君

2 番 塚 原 利 彦 君
4 番 茂 木 泰 男 君
6 番 宮 川 秀 俊 君
8 番 峯 村 賢 治 君

不応招議員（なし）

令和5年第3回麻績村議会定例会（第1日）

議 事 日 程（第1号）

令和5年9月5日（火）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（村長報告2件、議員派遣結果報告）

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第8号まで一括上程

議案第 1号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について

議案第 2号 令和5年度麻績村一般会計補正予算（第4号）

議案第 3号 令和5年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算
（第2号）

議案第 5号 令和5年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 令和5年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 7号 令和5年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 8号 令和5年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 認定第1号から認定第7号まで一括上程

認定第 1号 令和4年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 令和4年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て

認定第 3号 令和4年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出
決算認定について

認定第 4号 令和4年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 令和4年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 4 年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 4 年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 令和 4 年度決算審査意見書報告

出席議員（8 名）

1 番	飯 森 茂 孝 君	2 番	塚 原 利 彦 君
3 番	宮 下 朗 君	4 番	茂 木 泰 男 君
5 番	飯 森 寛 志 君	6 番	宮 川 秀 俊 君
7 番	清 水 清 君	8 番	峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9 名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進課長	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	森 山 正 一 君	振 興 課 長	塚 原 貴 志 君
観 光 課 長	宮 下 浩 保 君	教 育 次 長	白 井 太津男 君
代表監査委員	飯 森 力 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚 原 優 仁	書 記	堀 内 勝
--------	---------	-----	-------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（峯村賢治君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和5年第3回麻績村議会9月定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大予防策としまして、本定例会において、手洗いと消毒液による除菌、議場内の換気の徹底等を行います。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

また、温暖化防止対策と節電等に資するため、6月定例会に引き続きクールビズ対応で会議を行います。

それでは、本日の会議を開きます。

報道関係者より、撮影、傍聴等の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定していますので、ご報告いたします。

事務局長より、議案配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（峯村賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、2番、塚原利彦議員、4番、茂木泰男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（峯村賢治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

8月10日開催の議会運営委員会において、本日5日から12日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を9月5日から9月12日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月5日から9月12日までの8日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 日程第3、村長挨拶。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年第3回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用なところ、全員のご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年は猛暑が続く夏となり、特に高齢者世帯におきましては、熱中症による悲惨な事態が多発しておりましたし、また、気象状況の変化によります線状降水帯の発生によりまして、各地で想像を超える降雨量で河川の氾濫や土砂災害など、暗いニュースも耳にしております。

犠牲になられた方のご冥福と被害に遭われた方々のお見舞いを申し上げ、一日も早く復旧がされることを願うところでございます。これから秋の農産物の収穫時期を迎えますが、台風等の被害がないよう祈るところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大を繰り返してまいりましたが、インフルエンザと同類の5類となり、地域のお祭りや各種イベントなど地域コミュニティが元に戻りつつあり、地域の活気が出てきたものと思われます。しかしながら、ここに来て感染者数も増加傾向にあり、高齢者や基礎疾患のある方などにおきましては、重症化する危険性もありますので、注意をしていただければとお願いをするところでございます。

9月より始まります第7回目のワクチン接種につきましては、配分されるワクチン量が不足しており一斉の接種は難しいところですが、国よりの配分動向を見る中で、感染予防や重症化予防の観点から多くの村民の皆様接種いただければと願うところでございます。

さて、日本の経済を見ますと、ロシアのウクライナ侵攻に端を発し、電気、燃料、資材をはじめあらゆる物価が高騰しておりますし、併せて円安が続く、インフレ傾向が強くなっており、住民生活は厳しさを増しております。また、東日本大震災から12年が経過しておりますが、福島原発の廃炉作業につきましては、関係する皆様方の誠意努力にもかかわらず、廃炉にはまだめどが立たない状況であり、たまり続ける処理水の海洋放出につきましては、近隣諸国の批判も多く、日本の海産物の輸入を控える国も出てきており、政府におきましては早急に安全であることをしっかりと実証し、理解をいただくことに努めるとともに、漁業者への支援等にも配慮していただきたいと思われるところでございます。

こうしたコロナ禍、インフレ、政治低迷等の中で、令和5年度も5か月が経過しましたが、移住定住促進住宅の整備につきましては、造成工事も進み、住宅建設に向けて整備を進めておりますし、子育てする保護者の負担軽減から、18歳以下の医療費無料化も4月から実施しております。福祉センターの駐車場整備も順調に進んでおりますし、大型緊急車両が入られる道路も拡幅改良工事も整備が進んでおります。聖高原の環境整備に向けた廃屋ホテルの解体工事も始まりまし、障害者福祉施設整備事業や村営バス運行事業も検討が進んでおります。これらの多くの事業の推進ができるのも、議員各位をはじめ、村民皆様のご理解とご協力によるものと深く感謝を申し上げるところでございます。

今年度も実施いたしました地区懇談会の中で、村民皆様からいただきましたご意見やご要望を大切に受け止め、限りある財源の中ではありますが、何をすべきかしっかりと見据えて、健全な財政を堅持しつつ、村営運営に努めてまいりたいと存じますので、議員各位には引き

続き各段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会では、令和４年度決算認定をはじめ、聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起、令和５年度一般会計及び特別会計の補正予算の議案を提出させていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（峯村賢治君） 日程第４、諸般の報告を行います。

報告第１号 令和４年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について、報告第２号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、既に配付してあるとおりです。村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎請願・陳情等の委員会付託について

○議長（峯村賢治君） 日程第５、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第５－４号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情、第５－５号、「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情、第５－６号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願、第５－７号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願、これらにつきましては社会文教委員会に付託いたしますので、委員会での審議をお願いいたします。

◎議案第 1 号から議案第 8 号まで一括上程、提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第 6、議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 件を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 本定例会に提出いたしました議案 8 件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第 1 号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

聖高原別荘地地上権設定契約者の長期にわたり地代を滞納している者に対し、地上権設定契約に基づく権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 2 号 令和 5 年度麻績村一般会計補正予算（第 4 号）の提案理由を申し上げます。

令和 5 年度も上半期が過ぎようとしていますが、事務事業は順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について予算補正を行うものであります。

補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税では普通交付税本年度確定差額分の増額を、国庫支出金では衛生費国庫負担金、総務費国庫補助金、民生費国庫補助金、衛生費国庫補助金の増額を、県支出金では衛生費県負担金、教育費県補助金、商工費補助金の増額を、繰入金では特別会計繰入金の増額を、基金繰入金の減額を、繰越金では前年度の決算確定に伴う増額を、諸収入では個人負担金、雑入の増額を、報償金の減額を、村債では過疎対策事業債の増額を、臨時財政対策債の減額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものについて申し上げます。

総務費では、パートタイム職員の報酬及び手当、需用費、報償費、役務費の増額を補正計上いたしました。

民生費では、福祉施設建設事業に伴う委託料及び村単事業工事請負費、補助金、心身障害者福祉費において委託料及び返還金、保育園における需用費及び備品購入費の増額を、敬老会中止に伴う諸経費の減額を補正計上いたしました。

衛生費では、扶助費、返還金、委託料の増額を補正計上いたしました。

商工費では、パートタイム職員の報酬及び手当、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、補助金の増額を、公園管理費では財源組替えを補正計上いたしました。

土木費では、特別会計繰出金、住宅建設事業費において村単工事請負費の増額を補正計上いたしました。

消防費では、退職報償金及び大会不参加に伴う諸経費の減額を補正計上いたしました。

教育費では、教育委員会費において借上料及び補助金、小学校及び中学校における需用費、社会教育総務費においては旅費、補助金、文化財保護費及び博物館費における需用費、放課後子どもプラン推進費において報償費、需用費、還付金、保健体育総務費において報酬、体育施設費において需用費、備品購入費の増額を、中止となった村民体育祭の諸経費の減額を補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の財政支出に備え、それぞれの基金に積立てを補正計上いたしました。

予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものでございます。

補正額は3億860万円の増額で、歳入歳出総額は31億8,330万円となります。

次に、議案第3号 令和5年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、繰越金及び諸収入の増額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費の増額を補正計上いたしました。

補正額は3,500万円の増額で、補正後の歳入歳出総額は3億1,700万円となります。

次に、議案第4号 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

前年度繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。

補正額は2万1,000円の増額で、補正後の歳入歳出総額は346万4,000円になります。

次に、議案第5号 令和5年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、使用料及び手数料、繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、一般管理費において旅費、委託料、使用料、建設改良費において村単事業工事請負費、予備費の増額を補正計上いたしました。

補正額は、217万円の増額で、補正後の歳入歳出総額は1億6,247万円となります。

次に、議案第6号 令和5年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金、繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、一般管理費において旅費、委託料、使用料、維持管理費において需用費、役務費、委託料、公課費、建設改良費において委託料、村単事業工事請負費、公有財産購入費の増額を、維持管理費の備品購入費の減額を補正計上いたしました。

補正額は395万円の増額で、補正後の歳入歳出総額は4億4,410万円となります。

次に、議案第7号 令和5年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、保険料及び繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、居宅介護サービス給付費、介護予防・生活支援サービス事業費、償還金の増額を補正計上しました。

補正額は4,300万円の増額で、補正後の歳入歳出総額は4億9,300万円となります。

次に、議案第8号 令和5年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、広域連合納付金及び他会計繰出金の増額を補正計上いたしました。

補正額は、60万円の増額で、補正後の歳入歳出総額は4,860万円となります。

以上8議案です。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、審議、採決については9月12日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎認定第1号から認定第7号まで一括上程

○議長（峯村賢治君） 日程第7、認定第1号から認定第7号まで、一般会計と各特別会計歳入歳出決算認定議案7件を一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、本日と9月6日に各会計の決算状況について担当課より説明を受け、認定については9月12日に審議、認定を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

なお、決算書の会計管理者説明につきましては省略いたします。

◎令和4年度決算審査意見書報告

○議長（峯村賢治君） 日程第8、令和4年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査について、監査委員の意見を求めます。

飯森力代表監査委員。

○代表監査委員（飯森 力君） それでは、私のほうから決算審査について申し上げたいと思います。

令和4年度の決算審査につきましては、7月12日から7月20日の間に、一般会計並びに国民健康保険特別会計、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の6事業の特別会計及び高等学校生徒奨学基金、土地開発基金の運用状況について審査をいたしました。

審査結果につきましては、お手元の意見書のとおりでございますので、概略を申し上げます。なお、着座にて申し上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、各会計ともに計数に誤りがなく、関係書類につきましても適正に処理されていることを認めました。財産及び物品についても適正に管理され、台帳等の整備及び機器等につい

ても適正に管理され、正確であることを認めました。また、各機器の管理及び運用の状況は、その目的に従い、適正に運営されて、計数も正確であることを認めました。

それでは、各会計別について申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

歳入につきましては前年度比4.5%減、歳出においても前年度比2.46%の減と、それぞれ前年度より減額となっております。収納率につきましては97.3%、繰越事業があるため、歳出の執行率は93.6%となりました。単年度収支は1,732万1,000円の赤字、実質単年度収支につきましては8,867万9,000円の黒字となりました。

次に、財政指数であります。財政力を判断する財政力指数は0.171、経常収支比率は77.8%で、前年度より5ポイント上がっております。実質公債費比率は5.3%で、単年度では0.1%減、3か年平均では変動がなく、健全化判断基準を大きく下回っており、基金の状況等を含め総合的に見て、健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、未収金であります。村税につきましては、前年度より11万8,000円減の18万1,000円で、徴収率99.8%と高い徴収率を維持しております。

財産収入の別荘地貸付収入については、前年度比253万8,000円減の1,279万4,000円となりましたが、依然として多額となっております。

次に、特別会計であります。

国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入歳出とも増額となり、単年度収支452万7,000円、実質単年度収支952万7,000円となりました。保険税収入は4,768万円で前年度比6.5%減となりました。なお、未収金につきましては前年度比29万5,000円減の34万3,000円となり、回収の成果が見られております。

歳出は保険給付費が主たるもので、前年度比25%増の2億2,823万1,000円となりました。支払準備基金は500万円が積み立てられ、7,500万4,000円となりました。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計について申し上げます。

令和4年度には販売実績がありませんでした。村の持分が28区画増えまして、1,296区画となり、全体の67.5%を占めております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は前年度比14.2%の増、歳出は前年度比12.7%の増となりました。

歳入の主たるものは、使用料及び手数料で構成比が27.8%を占め4,698万7,000円、一般会計繰入金は構成比が49.5%、8,377万6,000円となりました。

歳出は、公債費が構成比51.6%を占め8,363万7,000円となり、建設改良費は対前年度比1,422万1,000円増の3,038万3,000円となりました。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。

令和4年度は大型事業の執行によりまして、歳入が対前年度比72%の増、歳出も前年度比71.1%の増となりました。

歳入の主たるものは、使用料及び手数料で構成比24.7%の6,159万4,000円、一般会計繰入金は構成比21.2%で5,287万8,000円となりました。

歳出は、公債費が構成比28.5%で6,974万1,000円、建設事業費が構成比52.8%で1億2,923万6,000円、前年度比1億393万5,000円の増となりました。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度比22.5%減、歳出は前年度比1.5%増となりました。

歳入の主たるものは、国庫支出金で構成比24.7%、1億2,737万9,000円、支払準備基金が構成比21.5%、1億1,110万円、繰入金が構成比12.5%で6,439万9,000円、そして保険料が構成比15.4%の7,940万1,000円となっており、歳出につきましては、保険給付費が主たるもので、構成比が83%で3億8,976万6,000円となりました。支払準備基金は1,000万円の積立てを行い、6,609万4,000円となりました。

なお、介護保険認定者は前年度より3名増の255名となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

歳入は前年度比1%の増、歳出は前年度比1.8%の増となりました。

歳入の主たるものは、医療保険料で構成比67.4%、3,236万9,000円、繰入金が構成比30.9%で1,485万1,000円となっており、歳出の主たるものは、広域連合会納付金で構成比が93.9%となっており、4,468万4,000円となりました。

次に、高等学校生徒奨学基金について申し上げます。

令和4年度につきましては、新たな貸出しはありませんでした。

次、土地開発基金について申し上げます。

運用益として1万円の積立てを行いました。

以上、審査の結果であります。本意見書では詳細については省略させていただいております。

なお、健全化法による実質公債費比率は基準を下回り、健全財政を維持しておりますが、今後においては実質公債費比率の上昇も予測されます。健全な財政運営を、そしていつこ

るか分からない災害時等の緊急対策の強化と経済情勢の変化に対応すべく、IT化対応とDX化を進め、併せて本年5月、5類に分類された新型コロナウイルス感染症も、社会全体にコロナ前の状況に戻る様相は見られますが、まだまだ長い時間が必要と思われます。感染予防等の対策の充実を図り、地域住民が安心して安全な社会生活が送れますよう、引き続き迅速、的確な行政運営をお願い申し上げまして、概要の報告といたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 監査委員からの決算審査意見書の報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和5年第3回9月定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会にて、補正予算等の提出議案について提出者より説明がありますので、委員会室へ移動をお願いします。

また、全員協議会終了後、社会文教委員会において、付託案件の審議をお願いいたします。

散会 午前 9時29分

令和5年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議 事 日 程（第2号）

令和5年9月8日（金）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1 番 飯 森 茂 孝 君

2 番 塚 原 利 彦 君

3 番 宮 下 朗 君

4 番 茂 木 泰 男 君

5 番 飯 森 寛 志 君

6 番 宮 川 秀 俊 君

7 番 清 水 清 君

8 番 峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進課 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 森 山 正 一 君

住 民 課 長 青 木 秀 典 君

振 興 課 長 塚 原 貴 志 君

観 光 課 長 宮 下 浩 保 君

教 育 次 長 臼 井 太津男 君

代表監査委員 飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚 原 優 仁

書 記 堀 内 勝

書 記 臼 井 孝 夫

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和5年第3回麻績村議会9月定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（峯村賢治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は7名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通知事項のとおりです。

それでは、順番に発言を許可いたします。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（峯村賢治君） 初めに、1番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 皆さん、おはようございます。

私は、令和5年9月定例会におきまして一般質問を4点についてお伺いいたします。

まず、地区要望と地区懇談会について、2番目にマイナンバー制度について、この現状ですね。3番目、脱炭素に向けた取組について、そして最後に、災害時におけるサポート体制、この4つの項目に対しまして、お聞きしたいと思います。

まず、質問事項の1番についてお伺いいたします。

コロナ禍も終わりという言い方はおかしいですけども、第5類に移行になりまして、行政のほうでは地区要望、地区懇談会というようなものを今年になってまた活発化させていただいております。

その中で、私は昨年度までの第6次の振興計画、これは「明るい未来へつながる元気な麻績村」、そして今年、令和5年度からは第7次振興計画へと変わり、このテーマは「更なる飛躍を 心ときめく麻績村へ」という時代に変化しつつあります。

第7次振興計画もスタートし、前期、後期と分けて5年間の目標を定めまして、その課題に対して、村民の皆さんと課題を共有し、そして啓発活動もしていこうというスタートの年だと思っております。

その中で、今回、積極的に行政のほうで地区懇談会を開催したわけですが、その中で私は一番、気になるのは、地区の懇談会というものは地区の皆様からご意見を聞いて、それを村政に発展させるというのがやはり一番の目的だと思います。

そして、また、この地区懇談会の役割、趣旨としては、大勢の皆さんが参加していただかないと、この趣旨は、やはり目的が達成できないんじゃないかということで、まず質問要旨の1番として、地区懇談会の開催による村民参加人数というものをお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

森山課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今年度の地区懇談会につきましては、5月26日から8月26日までの間に24地区で行われまして、合計で357人が参加をしていただきました。今年度は住民の方の14.2%の参加という形になっております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、総務課長のほうから発表していただいたんですが、全部で352人という参加ということですが、私はかねがね思っていることなんですけれども、地区懇談会に対しまして、その参加された方々、いろんな要望というものは多分、この懇談会のときに出されたと思うんですけれども、全部で24の地区で行われたということなんですけれども、1区、1区のどんなことが要望されたかということもやはり広報か何かで知らせていただければうれしいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） ありがとうございます。

主なといいますか、多くがやはり松くい虫の関係、それから道路整備、河川整備ということとであります。具体的には申し上げませんが、機会を見て、広報でということであれば、こんな要望が多かったということで総括をすることも可能かと思います。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 今言われましたとおり、やはり松くい虫とか道路工事とか、そういうようなところに要望が多かったということなんですけれども、ぜひ広報か何かで知らせていただければ、村民の皆さんも、あそこの区ではこんなことを要望しているんだ、こんなことに困っているんだということをやはり村政に反映させていただきたいと思います。

それでは、次に、地区懇談会について村民の皆さんの声をお聞きになったわけなんですけれども、この総括として、村民の皆さんとコミュニケーションを取れた、その感想について、村長さんのほうからどんな感想であったか回答していただければ。お願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） それでは、ご質問にお答えします。

今回の地区懇談会につきましては、24地区という形で懇談をさせていただきました。多くの住民の皆さんと対面で懇談ができたということでございますけれども、行政に対するご意見や地区での課題となっているご要望等を率直にお話しいただきまして、それぞれの地域の実情が把握でき、地域の皆様とのコミュニケーションも図れたものと感じております。

今後においても、より多くの皆さん方にこういった形の中でご出席いただければありがたいかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1 番（飯森茂孝君） 今、村長さんのほうから言われましたけれども、今後も村民の皆さんの意見をお聞きして、それを村政に反映させていっていただきたい、それが切の願いであります。

それでは、質問事項、早いんですけれども、マイナンバーカード制度、この制度についての現状についてお聞きしたいと思います。

マイナンバーカードに関しましては、河野太郎デジタル大臣ですか、この頃になりまして、マイナンバーカードの問題点としてトラブルが発生したと、そういうことを盛んに言われているわけなんですけれども、マイナンバーカードに関わるトラブルの発生について、麻績村ではそういう事例はあったのかなかったのかお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、マイナンバーカードのトラブルについてお答え申し上げます。

まず、当村での申請者または交付者に対する誤りはございませんでした。

また、現在のところ、ＩＣカードチップの不具合により、マイナンバーカードを再交付してほしいという方の件数は若干ではありましたが、そのような形でありまして、トラブルといえますと、総点検のことかと思われます。

総点検につきましては、令和５年７月に国からの通達によりまして、県を通してマイナンバー情報連携関係実態調査を実施いたしました。この調査につきましては、ひもづけそのものを村が調査するものではなく、基幹業務システムと住民基本台帳システム間の自動連携により、マイナンバーを取得する機能があるかどうかという観点での調査でございまして、当村のシステムについては、自動連携されているかどうかを確認して、回答をしたものでございます。

なお、当村の回答については、国が示した判定内容に沿いますと、点検対象となる事務はなかったことから、９月６日にデジタル庁のほうから発表いたしました点検事務の自治体には当村は該当にはならないという結果でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1 番（飯森茂孝君） 今、説明していただきました。

そういうトラブルに関しては、総点検をしたけれども、そういうのはないということなんですけれども、まず、質問要旨の２番目になるんですけれども、麻績村の村民の取得率、そ

して、中にはまだマイナンバーカードに加入していない方もいるわけですが、そういう人たちに向けて、今後に向けた取組について考えを発表していただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） では、初めに取得率、続いて取組について、お答えを申し上げます。

まず、地方公共団体情報システム機構のほうから、8月31日現在の当村の申請率、交付率の情報提供がございましたので、そちらからお答えを申し上げます。

令和5年1月1日現在の人口2,536人を基準の人口といたしまして、申請者数は2,096人、申請率は82.65%でございました。交付者数は1,901人、交付率は74.96%という状況でございます。

申請者数と交付者数の差、195名いらっしゃるんですが、こちらにつきましては、同一人物の方が申請した際に不備があつて、再申請が必要になったもの、また、申請からマイナンバーカード発行まで、時間が約1か月かかるものですから、申請と交付との差が生じているというのが理由になります。

また、今後の対応でございますが、今現在、当村のほうでは、直接役場に来られない方、また、スマートフォンを使ってご自身で申請されない方につきましては、住民課のほうにご連絡をいただければ、住民課職員が直接お伺いして、マイナンバーカードの申請のお手續のご協力をさせていただいているというのが昨年から行っている事業でございます。

併せて介護保険施設に入所されている方、その方もいらっしゃるものですから、その方につきましても介護保険施設のほうに協力を仰ぎながら、申請率、申請者の方を増やすように努力をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

まず、現状ではトラブルはあまりないというふうに伺いました。そして取得率、82.65%というような、村民の中で2,906名ですか、そういうような取得率になっているようであります。

それで、私はかねがね思っているんですけれども、このマイナンバーカードによって、行政の事務も簡素化できるということ、そしてご本人がマイナンバーカードを持って保険証代わりに使うということもできるというふうに伺っているわけですが、まず、この中で

住民票とか印鑑証明、そしてそういうようなものをコンビニで利用された方の人数というものはここで分かるものでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 今現在、コンビニ交付事業を進めている状況でございますので、麻績村での今現在の利用者数というのは、こちらでは確認は取れておりません。今後、コンビニ交付事業が今年度にはスタートしますので、そのときからは利用者数が把握できるというような形になります。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 今後、マイナンバーカードの利用というものも大分多くなっていくものと思いますし、マイナンバーカードというものは国民一人一人が大切にしなければならないものだと思います。

それでは、まず、今日はいろんなことをお聞きしたいんですけども、3番目になります。早く進みますけれども、脱炭素、カーボンニュートラルに向けた取組について村の考えをお聞きしたいと思います。

グテーレス国連事務総長は、この間も言われておりましたけれども、地球温暖化の時代は終わったと、地球沸騰の時代の始まりだというようなことが言われているわけです。それで、麻績村としてもでき得る限り、やっぱりCO₂というものを1つでも削減できればいいんじゃないかなというような気持ちで私は質問をしていきます。

まず、身近にできる温暖化対策としまして、今年の村の発表の中に住宅用の太陽光発電システム設置補助金制度が新たにできたということが掲げられておりました。これは上限10万円ということなんですけれども、村民に対して住宅用の太陽光発電システムの促進というものは村では考えているかどうかお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、先ほど議員さんおっしゃられたように、まず初めに、今年の4月から始まりました麻績村住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の関係を若干補足で説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、1キロワット当たり2万5,000円、最大出力が4キロワットを超える場合は、4キロワットを上限に最高で10万円の補助金を交付する事業を今年4月から、要綱を施行しました。こちらにつきましては、今現在、数件のお問合せをいただいている状

況でございます。

また、広報につきましては、ホット・情報麻績のほうでこのように開始がされましたということと、あと地区懇談会のほうでも、区長会のときの配布資料のほうにこのようにシステムの補助金がございますというような形で広報を始めておりますし、村のホームページのほうにも太陽光発電システム交付補助金がございますというアナウンスをして、周知には努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 少しでもCO₂の削減につながればいいんじゃないかということで、私は質問したわけですが、あともう一つ、私はかねがね思っているんですけれども、やはり日本というのは車社会であります。そして今、車社会の中でも、国として2019年度に発表されたわけですが、2035年までにCO₂の半減をしようということで、2035年までには60%にするようにというような政府の指針も出ております。

そこで、私は、麻績村は高速道路もあります。そういうようなことを考えてみますと、できれば麻績の観光や何かに来る人たちも大勢いると思いますけれども、その中でEV、電気自動車専用の充電設置の考えがあるかどうか、村としてどんな考えを持っているかお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうから、EV専用充電設備の設置についてお答え申し上げます。

現在、地球温暖化対策の推進に係る法律に規定されております地球温暖化対策計画事務事業編の策定に向けて準備を進めている状況でございます。

この事務事業編につきましては、村の施設から排出される温室効果ガスの排出量の把握、削減等に関する計画でございます。現在はその事務事業編策定に取り組む準備をしているため、EV車専用充電設備設置につきましては、検討にまだ至っていないというのが状況でございます。

また、充電設備を設置する場合、設置する場所、財源、充電している待ち時間をどうやって過ごすかなどの課題もあろうかと存じます。このような課題以外にも問題点等も含め、先進的に充電設備を設置した自治体などの意見等をお聞きしながら、研究していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 今後、やはり麻績村でも普通の自家用車を見ましても、やっぱりEVはまだ普及されていないと思っております。そして、今はハイブリッド化、電池とそれにあとはエンジンを積んだ乗用車がほとんどだと思います。

その中で、今後、先ほども言われていましたけれども、少しでもCO₂の削減を考えますと、やはり公用車、役場で使っている公用車、そういうものもEV車にできるんだったら、1つのPRとして公用車に1台だけでも購入するというようなお考えはあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 以前の議会でもご質問ございましたけれども、村としてもそういった形、地球温暖化に貢献できるように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 長野県の中でですけれども、やはり公用車を買おうというような機運になっている市もありますので、ぜひそういうものも参考にさせていただいて、一步でもCO₂の削減をやはり公的なところから始めていくというのも1つの手じゃないかなと私は思っております。

今回は私のほうもいろんな質問を用意したわけですが、この間、関東大震災から100年ということで、村でも災害時における訓練をされたと思うわけですが、その中で、私ども明治町のほうでも、一時避難所として明治町の公民館を1つの場所として災害時の避難訓練を行いました。

それで、避難に関しましてはやはり地区の公民館が第一次避難所というふうになっているわけですが、ちょっと私も見ましたが、その中で集まって3日間、これはどうしても地域でもって一生懸命、3日間のことに関しては、災害時に3日間だけは皆で協力し合って何とかしようというようなことも掲げていましたけれども、私は質問要旨の1番として、災害弱者、特に高齢者、障害者がスムーズに避難できる防災対策を進めていくべきではないかと日頃から考えているわけですが、この中でやはり、これは日頃の近所付き合いとかそういうものも一番大事になってくるわけですが、村としては独り世帯、高齢

者の独り世帯とか老老介護をやっておられる家庭に関しては特に、行政のほうとしてはそういう人たちのために手だてをするというような考えを持っているかどうかお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうからは高齢者、障害者の方がスムーズに避難できる防災対策を進めていく上での課題について答弁をさせていただきます。

地域で暮らします高齢者や障害をお持ちの方の一次避難所につきましては、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、地区公民館でございまして、また、そちらにつきましては自主防災組織のほうで対応を行っていただきます。

しかしながら、日中は住民の多くが仕事で村を離れておりまして、避難を誘導する人手や避難が必要な高齢者等の情報が不足することから、村では麻績村社会福祉協議会に委託しまして、支え合い台帳を地区ごとに作成している状況でございます。

実際、これまでに緊急搬送が必要な方を発見した際には、支え合い台帳に記載している連絡先に連絡いたしまして、搬送先の病院に向かってもらうことができた事例もございます。

また、独居、日中独居の高齢者や障害をお持ちの方の緊急時に必要な情報を台帳として把握しておくことで、スムーズな支援につながっていくというふうに期待をしております。支え合い台帳につきましては、連絡先だけではなく、自力避難ができるか否か、安否確認をし合える人が身近にいるか、福祉避難所の希望があるかといった記載事項もございます。

ご質問の課題といたしましては、高齢者や障害をお持ちの方のみならず、一般の方におきましてもご自身の身体状況やご家族等支援者の状況は急に変わることがございますので、毎年、支え合い台帳の内容更新を実施していただきたいところではございますが、なかなか難しい地区もあるようですので、支え合い台帳の重要性や必要性について、住民の皆様への理解向上に向けた取組を充実させていくことが課題であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 個人的なこともありますので、なかなか難しいこととは思いますが、ぜひ一人一人の命を大切にすることを考えますと、しっかりとした支え合い台帳をつくっていただいて、高齢化しているところでもありますけれども、何とかこの麻績村の災害に対する落ち度のない対策というものが大切ではないかと私は思っているわけです。

私は今回、この議員の中でも一般質問のほうでは時間的にはあまり取りません。それで、

質問要旨の自主防災組織研修会、これは各区では区長さんが中心になってやっておられるとは思いますが、毎年毎年、自主防災組織研修会というものをぜひ開いていただきたい。これはやはり行政のほうで主導していくのが一番ベターではないかなと考えておりますけれども、その考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今年度の9月3日に村の防災訓練を実施させていただきましたが、この際に自主防災組織の役員の皆さんに移動無線の操作方法や避難所の開設、運営の基本方針、一次避難所開設及び運営手順など、訓練の当日に村の職員から説明をして、認識を深めていただいているところでございます。いざというときにスムーズに行動ができるようにということで、実施しているものでございます。

地区防災組織はそれぞれが主体となって研修を実施しておりますけれども、今後、それぞれの自主防災組織から独自または合同での研修会の開催の要望があれば、村としても対応をしてみたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 麻績村は高齢化が随分進んでおります。なかなかこの組織を組むということも大変な時代になってきていると思いますけれども、日頃からの自主防災組織の活動というものは非常に大事になってくると思います。ぜひ公共のところで研修会というものは常に開いていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

今後のスケジュールとかそういうようなものが今、ありましたら教えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 先ほど申しましたが、村の防災訓練の際に、村の職員のほうから避難所の開設または運営についてご説明をさせていただいて、地区役員の方も代わられますので、それも1つの研修かなということでありますので、これについても継続的に進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございました。

それでは最後に、これはどうしても言っておきたいなということが1つあります。それは、

この間、県知事さん、阿部知事さんも来られて、麻績村の皆さんの意見や何かも聞かれておりました。そういう中で、やはりこれからは、麻績村としても高齢化社会になってきたり、子供さんが少なくなっているということを考えますと、各地区の皆さんの要望とかそういうものをしっかり村のほうとしても聞いていただいて、村政に生かしていただくように切に願っております。

私のほうからの質問はこれで終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 1 番、飯森茂孝議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、2 番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

塚原利彦議員。

○2 番（塚原利彦君） 2 番、塚原利彦です。

通告に基づきまして、3 点、質問をさせていただきます。

1 点目は、下水道の維持管理と運営について、2 点目は、麻績村農業再生協議会について、3 点目は、地域包括支援センターと子育て世代包括支援センターについてということで、いずれも自席で一問一答にて進めたいのでお願いいたします。

では、まず1 点目の下水道の維持管理、運営についてお聞きしたいと思います。

本年4 月から、村の第7 期振興計画を指針とする村政がスタートしました。令和14 年までの基本構想に沿って、当面、令和9 年度までの計画を進めていくわけですがけれども、今回お聞きしたいのは、幾つかある村政分野の中で第5 節、1 の生活基盤の中の下水道についてです。

まず、質問要旨の1 ですがけれども、振興計画の現状と課題の欄がありますが、ここに記述が5 点ほど載っております。これについて、まずその記述されていることの内容の詳細をお聞きをしたい。そして、それに関する主な施策方針が中段に書かれておりますけれども、その実施のスケジュールはどんなふうに進むのかお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

振興計画の記載の現状と課題、施策方針、実施スケジュールはということでございますが、

先ほど議員おっしゃるとおり、5項目が掲載されてございます。それぞれ申し上げたいと思います。しかしながら、実施の具体的スケジュールという部分はなかなか難しいところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

まず、下水道事業の供用を開始した平成11年度から施設、管路については20年が経過し、今後の維持管理経費の増加が懸念されます。

まず、全国の施設状況でございます。令和3年度末におけます下水道管路の総延長は約49万キロメートル、標準耐用年数が50年を経過した管路の延長約3万キロメートルが10年後は約9万キロメートルと急速に増加するものとなります。

当村におきましては下水道事業の供用が平成11年度から行われておりまして、管路の延長は約40キロメートルでありまして、経過年数は約24年となります。

令和3年度、全国では管路施設に起因しました道路の陥没件数は約2,700件となっております。当村におきましては、標準耐用年数の半分の期間ではございますが、老朽化によりまして、道路の陥没などのリスクも高まっておるところでございます。

それらを未然に防ぐために管路の洗浄と併せた目視の検査を行っております。今後進む老朽化によりまして、クラックからの浸入水や硫化水素によります管路の腐食などの対策のため、プラスチック材によります既設管路の内面被覆などを行うなどの必要性も生じてまいるところでございます。

しかしながら、現時点ではそのような対策をしなければならない管路はございません。施設及び施設内の設備につきましても同様でありまして、部品の劣化や摩耗で不具合も生じております。それらによりまして、維持管理経費の増加が懸念されているところでございます。

続きまして、村内で排出されたし尿、農業集落排水施設の汚泥、浄化槽汚泥は麻績アクアセンターにし尿等の投入施設を整備し、受入れを行い、効率的な下水道事業の運営に努めてまいりましたが、人口減少に伴う排水量、使用料収入の減少が懸念され、事業運営が厳しくなっていくことが予測されます。

これにつきましては、さらに進むと予測されています人口減少によりまして、し尿、汚泥の排出量が減少します。また、上水道の給水人口の減少に加えまして、進む節水機器の普及により水の需要は減少傾向にございます。結果、下水道使用料収入も減少するものとなります。

効率運営に努めてまいりましたが、今後、さらに厳しい状況となることを見据えまして、計画的な運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、既存の施設、管路については防災、長寿命化を考慮し、計画的に更新を進めていく必要があります。これにつきましては、長寿命化につきましては施設の設備など、通常の維持管理を行う中で、必要に応じて設備の不具合部品のみ交換を行いまして、利用可能な部品については引き続き利用するなどを行い長寿命化を進めているところでございます。今後におきましても同様に行っていくこととしています。

防災、耐震化につきましては、全国の平均でございますが、平成29年度末時点で下水道施設の耐震化状況は、重要な幹線で耐震化済みが50%となっております。当村においては、麻績アクアセンターは平成29年度に耐震化工事が行われております。下水道管の幹線、枝線とも耐震化はされていない状況でございます。耐用年数を迎え、布設替えが必要となった際には耐震化を進めるという形で予定をしております。

麻績アクアセンターにつきましては、麻績川沿いに建設がされておりまして、県の調査では浸水想定は50センチ未満となっているわけでございますが、令和4年度において、万が一浸水した場合でも建物内に河川水などが流入しないように耐水扉、遮水板の設置工事を行っております。

次に、農業集落排水事業につきましては、人口減少により将来的には単独での事業運営が厳しくなることが予測され、事業の継続や公共下水道への統合等の検討をしなければなりません。

これにつきましては、上井堀の農業集落排水処理施設の廃止などを行いまして、施設運営の効率化を進めてまいりました。さらに進むであろう人口減少により、先ほども申し上げましたように使用料収入の減少も考えられます。残りの桑山農業集落排水施設について、公共下水道への統合を検討して、さらなる効率化を進める必要が生じております。現時点での具体的な統合時期は定めておりません。

また、公共下水道へ統合する場合にあっては、2段階でのポンプアップが必要となるため、統合すること自体が効率的なのか、既存の施設を継続使用することが効率的か、排水人口ですとか排水量の推移を見る中で併せて検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、生活排水処理事業においては、継続的に適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

こちらについては、現在、村内には一般家庭152基、事業所13基の浄化槽が設置されてございます。保守業者によりまして、1年に4回、それぞれ保守点検が行われまして、適正な維持管理を行っております。しかしながら、設置から25年が過ぎるわけございまして、部

品の摩耗などにより不具合が生じている浄化槽も増えてきております。

今後におきましても、適正な維持管理に努めるとともに、不具合部品のみの交換を行いまして、利用可能な部品については引き続き利用するなどを行いまして、長寿命化を進めていきたいと考えております。

それぞれに施設、設備につきましては、年数の経過とともに不具合箇所が出てきています。また、今後も増えるものと考えております。使用料収入が減少することも踏まえまして、適正な維持管理を行う中で不具合箇所を早期に発見しまして、故障が軽微なうちに修理を行うことで経費削減に努めてまいります。

また、機械設備の分解、点検を行い、必要部品の交換などを行い、利用可能な部品については、引き続き利用するなど、極力経費をかけずに行える手段を採用してまいります。また、管路につきましては定期的な洗浄、調査を行い、機械設備同様に不具合箇所の早期発見に努めまして、道路の陥没などが発生しないようにするとともに、修繕が必要となった場合でも経費の削減に努めてまいります。

耐用年数が50年とされてございます。それに向けまして、財政面での準備を計画的に進める必要があります。また、新しい技術の開発も進むものと考えます。それらを活用しまして、さらなる長寿命化を進めていければと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 今、1項目ずつ詳細を説明していただきました。ありがとうございます。

私も今回、この関係で質問するのは初めてなものですから、いろいろ資料とか分かる中で探したり、それから村のホームページに下水道の経営戦略というのがあります。これは公共下水と農集排と浄化槽の関係かな、3つありますけれども、内容的なものはすごく専門的で見ても分からないんですが、村としては、基本的にこの戦略に沿って進められていくというようなことになるんですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおりに、経営戦略、それぞれ立案がされてございます。麻績村簡易水道事業経営戦略、下水道事業経営戦略、農業集落排水事業経営戦略、特定地域生活排水処理事業経営戦略、先ほど水道の事業の戦略も申し上げましたが、水道も含めまして4事業がそれ

ぞれ計画立てをさせていただきます。

令和4年2月に改定がされまして、5年に1回見直しをするという形で定められてございます。基本的にはこの経営戦略をもちまして計画的に事業を進めていくという形でございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） どんなふうにしていくのか、先ほど、スケジュールについてはまだ申し上げる段階ではないということをお聞きしましたので、一応、この戦略に基づいてこれから進んでいくということですが、今、5項目ほど説明をいただいた中で、私は農集排の関係が特環といいますか、公共下水のほうに接続していくということが急がれるような記述があるんですけれども、桑山地域の農集排を公共下水につなぐにはポンプは2つぐらい必要というふうにお話がありましたけれども、どこら辺からどこら辺をとということか、そういうようなことは今は分からないんですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

詳細の場所につきましては今後予定がされるものと思います。しかしながら、先ほどと繰り返になりますが、効率性という部分でつなぎ込む部分がいいのか、そのまま維持管理する部分がいいのか、それぞれ経費という部分も勘案する中で手法を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 一応お聞きして、なかなか理解はできないものですから、また順次、今後についてお聞きしていきたいと思いますが、続いて、質問要旨2のほうにもまいりますけれども、これもなかなか今の段階では分からないと言われるかもしれませんが、例年、毎年必要になる恒常的な維持管理部分の予算があると思うんですけれども、例えば今、農集排を特環のほうにつなげるというような、そういう政策的な部分で、これは予算的に今後、今言われたように毎年、メンテナンスしていく部分もあるんですけれども、今の特環のほうに農集排をつなげるというような、そういった政策的な部分についてはかなり大きなお金がかかるんですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

まだ概算事業費等は把握しているわけでもございませんけれども、やはり公共下水につなが込むとなりますと、先ほど申し上げたようにポンプを2か所設置しなければならないという今の段階の見込みでございます。そうなりますと、費用的には大きな費用がかかるものと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 分かりました。

質問要旨2の中にあと2点お聞きするようになっていまして、2点目としては人員体制のことですね。現状の職員体制でいくのかどうか、それからもう一点は利用者の負担、これの増減がどうなっていくのかという展望といいますか、そういった部分についてお聞きをしたいんですが、先ほどの戦略の中には、過去に人数も減らして、それで今、2名体制というようなことかな、詳細はちょっと詳しくあれですけれども、そういったことも書いてあるんですけれども、人員体制の面だとか、それから利用者の負担というものについて、今後どんな状況になっていくのかお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、予算額の部分、または職員体制、利用者の皆様への負担につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

事業予算額につきましては、麻績アクアセンターにし尿の投入口の設置、あと耐水化工事などを行ってきておりまして、この先の数年の間においては大規模な改修工事などの予定はございません。したがって、本年度、3,800万円という維持管理費という部分が多いわけではございますが、そういった金額で事業費予算は推移するものと考えてございます。

職員体制につきましては、現在の部分、お話をしたいと思います。現在、再任用職員が1名、職員が2名の体制であります。実質的には上下水道業務、し尿のくみ取り業務、生ごみの処理業務を兼務してございます。

今後におきましても兼務業務を持ってではございますが、現行の3名体制を考えております。しかし、事業量ですとか事務の内容等によりましては、今後検討も必要かと考えてございます。

利用者の方の負担という部分になりますが、令和4年4月から料金改定をいたしまして、基本料1,100円は変更ございませんが、使用料ですけれども、1立方138円から154円に引き

上げた経過がございます。その結果、料金収入、調定額ベースでございますが、令和3年度4,374万4,012円から令和4年度4,679万8,846円に増加はいたしました。しかしながら、先ほど来申し上げますが、人口の減少に伴いまして、使用料の収入が減額も見込まれているところでございます。

また、近年の物価高によりまして、こういったものがさらに続くようでございますと、引き続き、維持管理経費が増大するという形になります。そうなった場合、利用者の皆様に費用の負担を求めなければならない場面もあらうかと思えます。そのような場面につきましては、麻績村下水道建設運営委員会にお諮りをしまして、料金設定等、慎重に進めてまいりたいと考えております。

当面は、適正な維持管理を行う中で、経費の削減に努めまして、現行料金を維持してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えいただきまして、特に使用料、これがどうなっていくかというのは村民の皆さんの一番あれだと思うんですが、これの延長線上に、次の質問要旨3ですけれども、お聞きしたい部分があるんですが、国の指針として、平成27年から下水道事業などの会計を企業会計に移行していく集中取組期間というふうに定めると方針が出されております。

それぞれの自治体ではそれに向けた経営戦略が策定されているようですけれども、水道や下水道事業というのは、これは使用料収入を主な財源として、独立採算の原則に立って運営をする事業形態のような、そういうものだということを国では言いますけれども、これは行政の基幹的な部分として運営をしているのが現実です。

そこでお聞きをしたいんですが、今後、企業会計の移行、これを取り入れて事業運営というふうになるようですけれども、その日程とか、それによってどんなことが変わるのか、どうなっていくのか、その辺でお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから公営企業会計の移行による変更点につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

国の示すロードマップでは、人口3万人未満の地方公共団体については令和6年度までには公営企業会計への移行とされてございます。当村におきましては令和5年度中、今年度中

に移行準備を行いまして、令和6年4月1日から公営企業会計へ移行することとしております。

変更点につきましては、事務的な部分が多いわけですが、官公庁会計、要は単式簿記ですが、これから公営企業会計の複式簿記になります。あと、決算につきましては3月末となりまして、行政にあります出納閉鎖期間はなくなるわけですが。

事務処理、会計処理などの変更点は多くありますが、住民の皆様に関係する使用料の支払い等には変更はないわけですが。議員おっしゃるように、独立採算性という部分が基本となりますが、地方公共団体、企業とは違う部分がありますが、そういった部分を加味する中で運営をしていくという形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 国のほうではとにかく独立採算の運営をどんどんと言ってきているわけですね。民間の委託等も検討するようなことも言ってきているというのは私もいろいろ見て知っていますけれども、そもそも先ほど言いましたように行政の基幹的な事業と言いますか、仕事だというふうに思うんですね。

今、基金等もあるということはあるんですが、今後、一般会計からの繰入れとかそういうことについて、例えばその限度だとかいろんな規制だとか、そういうことに縛られてくるというようなことがあるんでしょうか。企業会計になったりとかそういうことも含めて。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

細部については、申し上げる部分はないわけですが、基本的には独立採算性という部分でございます。先ほど申し上げたように、なかなか地方公共団体は、民間と違いまして、そういうわけにいかないという部分もございます。

今後、会計が移行した場合においても、村からの他会計、補助金というような形で、現在行っています繰入金という部分が発生するかと思います。その金額に上限があるかという部分については、特に示されていないわけですが、そんな形で、引き続き一般会計からの何らかの支援という形は必要になっていきますし、行う形になろうかと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 特にこういう人口も減少していくとか、こういった山間部の行政、市町村はもう独立して民間のような業務をやっていくということは、それはもうあり得ないというふうに思いますので、いずれにしてもここまで下水道事業についてお聞きをしてきましたけれども、日常生活に欠かせない行政の重要分野ですので、国が言うような効率とか採算とか、こういったことの前提の上ではなくて、村民の生活、暮らしを第一に進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2番目は、麻績村農業再生協議会についてです。

これについては、昨年の9月議会で飯森寛志議員が質問をされました。その役割や協議内容の実践等について、改めて私は視点を当てて考えてみたいということで質問をいたします。

この協議会は、全国の都道府県、それから自治体ごとに置かれていて、その目的は経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興と併せて農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成、確保に資することというふうになっていて、本村における農業課題を広く協議する場であると、これは昨年の9月のときの行政のご答弁の内容です。

そこで、今回はこうした協議会の役割を踏まえて、この協議会の今後に向けての方針などをお聞きをしたいと思っています。

まず、要旨1ですけれども、今年度ももう半分近くの期間が過ぎていますが、今年度の会議のスケジュールと協議事項というものについては、どのような状況なのでしょう。お聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

会議のスケジュール、協議事項につきましてでございますけれども、ここ数年の農業再生協議会の開催状況からまず申し上げたいと思います。例年でございますが、4月と2月の2回実施がされてございます。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みまして、委員の皆様にはご出席を求めず、書面により実施がされてございます。令和4年度におきましては、感染状況を見る中で第1回目を7月に実施をしました。2回目は翌年の2月に実施をしてございます。

今年度におきましては、農業再生協議会の約半数を占めます農業委員の皆様の改選が7月

末にあったことを踏まえまして、開催を見送っておりましたが、第1回目となります会議につきましては、農作業が落ち着く10月下旬頃を目途に実施をする予定としてございます。

協議事項につきましては、第1回目は従来どおりの事業報告ですとか、経営所得安定化対策交付金の実績、水稻の作付状況、協議会の決算などのご協議をいただきます。

加えまして、議会の皆様にもご心配をいただいております水田活用の直接支払交付金に関わる5年に1回は1か月の水張りをしなければならないと国から示されています内容について、再度の確認や他地域の動向についてもご説明をしたいと考えております。また、地域計画策定に係る概要などもご説明をしたいと思っているところでございます。

第2回目の協議事項につきましては、令和6年度産の米の生産調整ですとか、令和6年度産の産地交付金の配分案についてご審議をいただく予定としております。

令和6年度におきましては、従来どおり4月と2月の実施する予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お話があったように令和2年、3年はコロナ禍で会議ができなかったということでしたけれども、今年の2月に総会が行われたということで、私もその資料を見させていただきました。

その総会での協議内容としては、主食用米の生産に関することと経営所得安定対策等交付金に関することが協議事項というふうになっておりまして、あとはその他ということで、特に先ほど、私、昨年の9月のときにご答弁のあった中の農業課題を広く協議する場というようなことで、そういったものについて令和5年度に向けての何かがあるのかなというふうに普通は思うんですが、特別、ここではなかったということなんですけれども、この協議したい内容、取組、いろいろ事務局のほうからの予定はあると思うんですけれども、農業の課題についていろいろ協議したり、そういったことについての方針といいますか、そういうものはいつどんなふうに立てるのか、提案するのか、あるいは委員さんのほうから出てきて協議するのか、ちょっと会議の持ち方とかどんなふうになっているんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

本村におけます農業課題の協議の場であるという形で、飯森議員さんのほうにもお答えをしているわけですが、会議の持ち方につきましては、事務方のほうから問題提起を

させていただくという場面もあろうかと思いますが、戦略作物という部分については10月に予定されています会議の中で、委員さんのほうからそういったご提案もされるのではないかなというようにお話も聞いてございます。

それぞれ場面場面、課題課題によりまして、取上げ方は違うわけですが、それぞれの代表的な方がお集まりいただいている会議でございますので、有効な会議を持ちたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 昨年の9月の一般質問の答弁をいただいた中、私も議事録を見ていく中で農業参入の企業の誘致マニュアルの策定が進められているというようなことが書いてありました。

そういった状況、いろいろ今、課題はすごくいっぱいありますので、そういった農業参入の企業の誘致のマニュアルというようなものも進められているという、これは県のほうなのか分かりませんが、そういったことも含めて議題として提起して進めていくんじゃないかなと私は思うんですけども、今申し上げた企業誘致というか、そういったことについても何か書けるようなことにはまだなっていないですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 協議の詳細につきましては10月末に第1回目の会議を持つわけでございます、それまでに事務方のほうでこういったものをご審議いただくか練っていくわけでございます。

その中で今、ご指摘にありますように、企業誘致という部分が議題として取り上げる場合もあろうかと思いますが。そういったご意見も踏まえた中で協議いただく審議事項をそろえていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 一応、私もこの内容といいますか、知りたいということもありますし、そんなことで質問要旨2として書いたのは、この協議会で話し合ったり、そういった実施をしてきたことについて、村民の皆さんはほとんど知らないというふうに思います。

会議の在り方といいますか、本来、この会議の内容としては村民の皆さんが一番知りたいようなこと、どんなことを話し合われているのか、農業についてどうしていくのかというよ

うなことについての方針だとかそういうものが話し合われるのかなという期待もあるんじゃないかと私は思うんですね。

ですので、こういったことについてもお知らせをするような状況というか、今までの状況を見ますと、経営所得の安定とかそういったことの協議で具体的な農業政策の課題を話し合ったというのではないかと思うんですけれども、やっぱり村民の皆さんにお知らせしていくようなことについても何か考えたりされませんか。そうするといろいろ協議の内容とか進め方も変わってくると思うんですけれども。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、お答えをしたいと思います。

協議内容ですとか政策の方針、また、村民の皆様への周知という部分でお答えをさせていただきますと思います。

協議会の資料をホームページ上に掲載している自治体がございます。当村においては、現在行っておりませんが、そういった自治体もあることを参考にしまして、検討してまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げた内容と重複する部分もございますが、今年度につきましては、水田活用の直接支払交付金ですとか水張りの関係、あと地域計画など、広く周知が必要な内容もご審議をいただくものでございます。概要につきまして委員の皆様から各農家への周知もされるわけでございますが、村としましては各種媒体を使って周知広報を務めていきたいなと考えているところでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 分かりました。

じゃ、次の要旨3のほうにまいりますけれども、協議会のメンバーに関しましては規約があつて、規約の第4条に委員の構成なんかについて書かれておりますけれども、現在、様々な団体代表や個人で構成をされて、全部で役員と委員の方で23名なのかな、事務局が6名となっているようですけれども、この構成メンバーとか人数、それから任期といいますか、そういうものについて、これはどんなふうに決められるのか。

それから自薦で、私、ぜひそういう場に参加して委員になりたいというような自薦の方がおられたりした場合とか、そういった場合の受入れとかはどんなふうになるんですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、構成メンバーや人数、任期等の決定ですとか自薦があった場合の受入れについてお答えをしたいと思います。

構成メンバーにつきましては議員おっしゃるとおりに、農業再生協議会の規約第4条に定めがございます。担い手農家、農業者代表、米穀一次集荷業者、松本ハイランド農業協同組合、松本農業改良普及センター、麻績村農業委員会、麻績村議会、松本地域耕作放棄地対策協議会、地域の農業の再生、振興等に意欲を持ち、当協議会の目的達成のために必要と認められた者となっています。

委員の人数につきましては定めがありません。任期につきまして、その職の在任期間とされております。

自薦があった場合につきましては、規約第4条に定めがございますが、地域の農業の再生、振興等に意欲を持ち、当協議会の目的達成のために必要と認められる者と認められる方であれば、委員をお願いすることとなると考えてございます。地域農業の振興、活性化に意欲がある方がいらっしゃれば、大変ありがたいことだと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 今、協力隊の皆さんも一生懸命やっていますし、中には農業について提案やいろいろしたいという方がいると思うものですから、できればそういったことにぜひ参加していただきたいと。今、メンバーや人数についての規定はないということなもので、そういったことを発信してもいいんじゃないかと私は思います。

では、次の質問要旨4にまいります。

村長にお聞きをしたいんですけれども、当村の農政に対する、麻績村農業再生協議会の会議の内容、役割、それから今、答弁いただいたり、私のほうでお聞きしたようなことも含めて、この会議の今の現状についてどんなふうに見ておられますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

協議会につきましては、農業に携わる方や農業関係の連携の下に、地域農業の活性化に向けて農業経営の安定化や農業技術の向上、また、農産物の販路の拡大などにそれぞれの立場で取り組んでいただいていると感じているところでございます。

今後におきましても、高齢化によります離農者が増える現状やまた、後継者、担い手がない状況が続くことを踏まえて、農業の在り方等も考えていかなければならないことは急務

とされているところでございますが、農業事情に精通した皆さんの協議会でありますので、今後においても地域農業の機能を維持し、生産性の向上や耕作放棄地の再生、担い手の確保、育成等に対する課題等の解決に向けて、大変これは難しい課題とは思いますが、検討いただける機関として、またご協力いただければと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 今、ご答弁ありましたけれども、村長は会長になっておられますので、ぜひこの協議会で取り組むべき事業、規約を見ますと、何項目か列挙されておりますので、ぜひそういったことに踏み込んで取り組んでもらうように、村民の皆さんから期待が寄せられるような協議会づくりをお願いしたいというふうに思ひます。

では、次の質問にまいります。

地域包括支援センターと子育て世代包括支援センターについてということでお聞きをします。

このことにつきましては、私は令和2年の6月議会で質問をいたしました。国の方針に基づいて子育て世代包括支援センターの設置がされたわけですが、高齢者などの相談対応をする地域包括支援センターと同じ保健センターになったということで、保健師さんが常駐している場所とはいっても、やっぱり高齢者対応と子育て支援の両方を担うのは、業務量などの点からも大変じゃないかなと、分けたほうがいいんじゃないかなということでお聞きをしました。

そのときのご答弁は、業務量としては増えたけれども、特段問題はなく順調に進んでいるというふうに認識しているというお答えでした。

このときから3年がたちまして、私も現場の状況をあまり把握していませんので、改めてお聞きをしたいというふうに思ひますが、まず、質問要旨1ですけれども、令和2年4月から子育て世代包括支援センターができまして、地域包括と一緒にの部署でやることになったんですけれども、このとき以降の相談の件数、その推移、それからどんな内容とか、それから私が一番お聞きしたいのは業務全体の遂行状況、これはどうだったのか、それから課題というふうになっていることは何かなというようなことで、正確でなくてもいいので、今申し上げたような点について、このとき以降、業務の状況とかがどんな状況だったのかということを知りたいので、お聞きをしたいと思ひます。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうから地域包括支援センターと子育て世代包括支援センターについての今現在の状況と課題についてお答え申し上げます。

初めに、地域包括支援センターと子育て世代包括支援センターの業務の内容からお答えいたします。

まず、地域包括支援センターの業務につきましては、介護保険法の規定に基づき、地域内の高齢者に対する相談、総合支援業務、権利擁護業務、包括的、継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を行いまして、対象者は高齢者や福祉を必要としている方になります。

子育て世代包括支援センターの業務につきましては、平成28年に閣議決定されました日本一億総活躍プランにおきまして、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う体制を構築し、妊娠及び出産並びに育児に関する相談などを行い、対象者は先ほど述べました子育て世代になります。

当村の業務の状況でございますが、先ほど議員もおっしゃられたもののそのままの継続とはなるかと思いますが、住民課職員が両センターの枠を超えまして、複合的に協力、情報共有しながら業務を遂行している状況となっております。

ご質問のございました両センターの相談件数などの推移でございますが、先ほどの答弁と重複してしまいましたが、センターの枠を超えて複合的に業務を遂行している状況のものですから、センターごとの件数や推移のお示しができかねる状態となっております。

また、相談内容につきましては、相談者が個々の事案を相談してまいるものですから、代表的な内容を申し上げますと、介護保険や成年後見制度の相談、妊娠・出産・子育てや健診などの相談がございます。

課題でございますが、相談内容によっては長時間かかる事案になった場合、その期間中に他の事案が生じてしまうという、そういう重複した事案があった場合なんです。そういう複数の事案が生じた場合の対応が課題だというふうに考えております。時間がかかるという問題でございます。

また、職員間での情報共有や個人情報の取扱いなどの徹底に注意を払っているというような状況でもございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 令和2年以降というと、コロナが蔓延しまして3年間にわたって、今でも続いているわけですがけれども、特に保健センターの部署は大変ではなかったかなと、激務と緊張感で大変だったのではないかなというふうに思っております。

センターとしての業務の内容は、今、お聞きをしまして、協力し合ってやっているということなんですけれども、全体的な人員体制というような部分から見てもだと思んですが、私は以前から申し上げているように、国のほうとしても子育て支援という部分についての力を入れてきておりますので、課として新しく新設するとかというところまでいかないにしても、ある程度、専門の部署として設けたほうがいいんじゃないかということを前から言っておりますけれども、今、職員体制の充実ということについて、村で職員の募集等を行っておりますけれども、この現状をもう少し充実するために募集が必要だというふうに認識をされているのかどうか、課題ということとちょっと違ってきているかと思っておりますけれども、私は全体的な職員体制がセンターのことに限らず、それから部署の責任ということについても関連して必要じゃないかなということを改めてお聞きしたいんですが、職員体制の充実という点では、現状はどうなんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 職員の充実につきましては、今、どの課の職員がいればこれでいいのか、そこら辺のところは大変難しい部分でございます。それぞれの自身におきまして、それぞれ自身の内容も若干は違ってございますし、また、麻績村においても2,500人ちょっとという人口の中でどれくらいの職員が適正なのかというのも難しい部分でございますけれども、いずれにしても村民の皆さん方に不便を生じるようなことではいけないということ、それからまた、事務が停滞するようなことではいけないというような形の中におきましては、いろんな面で全体的な職員数の把握をする中で募集等も行っているところでございます。

なかなか大きな市みたいに課を幾つもつくって、また、室、室を幾つもつくって、それぞれ推進するというようなことは、小さな村においては大変難しいんじゃないかと考えるところでございます。

また、職員体制においても、やはり経常経費というような経費の部分がございます。全体的な人員経費の占める割合というのが高騰してくるということになると、それだけ行政の事務に余裕がなくなってくるというような形の中におきましては、新たな事業への取組、また、地域住民の皆さん方からいただく要望等の推進というような部分についても大変難しくなってくるようなことがございます。

そういった中で、議員さんのおっしゃるとおり、やはり適正な職員というようなもの、また、職員相互のそういった職務の内容、そして職務の加重等もかみ合わせる中で、今後、適正な職員の配置に向けて推進をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 今、村長にお聞きしようと思っていて、お答えいただきましたけれども、私も他村のほうに幾つか、幾つかというほどでもないんですが、聞いてみましたけれども、どうしても国からの指示もあって、仕事も増えるとともに責任も増しているという部分があるということで、保健師さんも教育委員会の所属というようなことで1人置いているというようなところはほかのところでもぼつぼつあります。

高齢者の方の対応ということも兼ねてというところまではいかないけれども、専属として教育委員会の所属とか、そういった子育て支援部署というようなところのあるところは、そこで1人、保健師さんを置いているというようなことも聞いていますので、私は、地域包括と子育て支援というのは配置は別にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますが、逆に今、いろいろ仕事を兼ねてやっているというか、そういう部分のほうの仕事がやりやすいということはないけれども、当の保健師さんなんかからはそこら辺についてはどうなんですか。本当は分離して別のほうがいいのか、今のほうが業務の面ではやりいいと思っているのか、その辺は直接お聞きはしていないんですけれども、どんなふうにあれですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 言われるとおり、やはり分けて、満ちあふれた職員の中で業務を推進していくという部分につきましては、これに越したことはないわけですが、やはり小さな町村において、また、職員数も少ない中においては、中にいる皆さん方が同じ職務を共有しながら、そして連携を取りながら、また、こういったどこかに何かの形で、万が一不足したというときには協力体制を取るとか、そういった形で推進していくのがいいんじゃないかと思います。

いずれにしても、そういった包括、子育てというような形で、本当は室、室というような形で、それだけ大勢の保健師さんをお願いする中で推進をしていけばいいわけですが、なかなかそこまでこの小さな村においては対応ができないというような部分がございまして、また、より相互の連携を密にする中で、より住民の皆さん方の安心・安

全な村づくりに向けて推進できるのではないかなというようなことで、現在は今の体制の中で推進をしているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） これまで3点にわたってお聞きをしてきました。今、職員体制のことも私、お聞きしましたけれども、ぜひ近隣市町村へも広く募集をかけるなどして、職員体制の充実の努力をしていただきたいと思います。私は思います。

とにかく目的は村民のためにということですので、そういった視点でいろんな点でもう少しご努力いただける部分はぜひお願いしたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取ります。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ再開いたします。

◇ 宮 下 朗 君

○議長（峯村賢治君） 3番、宮下朗議員の一般質問を許可します。

宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 3番議員の宮下朗です。よろしくお願いいたします。

本日の質問内容は、通告いたしましたとおり、村内での創業支援について、アフターコロナの指定管理施設について、行政のDX化についての3項目です。

一問一答形式で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、村内での創業支援の実態についてですけれども、この質問は、昨年9月の

定例議会でも質問させていただきましたけれども、コロナが5類に移行しまして、飲食、宿泊業界等を中心に、業績の回復が見込まれている中ですので、また、コロナ後の創業支援ということで、もう一度お伺いしたいと思います。

それでは、まず最初に、麻績村における創業の現状について、過去5年程度で分かる範囲でいいですので教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

平成30年度から令和3年度まででございますが、麻績村商工会への創業に関する相談は13件ございました。その全てが起業に結びついている状況でございます。

令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響下であったわけですが、創業に関する相談は3件という形でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

続きまして、地域おこし協力隊出身者の就労、創業しているという方がいらっしゃると思うんですけれども、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊、平成23年から採用を始めております。現在、定住者16名でございますけれども、そのうちの新規就農者も含めて、起業者11名でございます。起業の内容については、農業、林業、それから造園業、工芸、それから飲食業でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） やはり、農業班の方が多いという傾向だと思うんですけれども、工芸班の方とか、伝統工芸とかで起業していただければいいかななんて感想を持つんですけれども、工芸班の方の、今、中にはいらっしゃるようなんですけれども、具体的にどんな形の業種なんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

伝統工芸につきましては、染色、それから織物になると思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 創業におきまして、やっぱりネックとなってくるのが、資金調達の部分かと思われますけれども、現在、麻績村で行っている助成金、補助金の制度がありましたら教えていただきたいと思います。あるようでしたら、実績も併せてお願いいたしたいと思っています。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

村では、地域活性化と地域産業振興並びに所得の増加を目指し、魅力ある村づくりや幸せづくりを推進するということを目的としまして、起業・創業支援ということで、麻績村小さな産業づくり支援事業がございます。3人以上で構成する団体、それから上限が45万円、補助率が90%でございます。

それから、また地域おこし協力隊でございますけれども、村への定住及び地域活性化を図る目的で、地域おこし協力隊起業・事業承継支援事業ということで、任期終了の前後1年の期間内であれば、上限100万円、補助率100%の補助がございます。これにつきましては、特別交付税の措置がされるところでございます。

実績でございますけれども、小さな産業づくりの支援事業活用団体、平成23年からでございますが、10団体ございます。それから、地域おこし協力隊起業・事業承継の部分でございますけれども、起業者10名の中で、この事業を活用している者は10名がおります。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） その中で、以前、補助要件が合致しないというような形で、支給されなかったりとか、先ほど小さな産業づくりですか、も3名以上の団体とかいうくくりの中で、個人は、ちょっと要件に合わないですみたいな形とか。あるいは、あんまりちょっと今のところないのかどうか分からないですけれども、移住前の方が、これから麻績に来る予定で、それに対して補助金が出ませんかみたいな要件を聞いたことがあるんですけれども、そこら辺の補助要件が合わないとか、そういうことは今までなかったでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

地域おこし協力隊の分については、そういった分はないと思います。

それから、小さな産業づくりの関係でございますけれども、これは、この事業をやったことによって、この当初の目的である地域振興だとか、魅力ある村づくりにどのくらい寄与できるかというところで、申請をしたけれども審議されて不採択になった団体が2団体ございますが、その翌年に事業の見直しを計画されて、事業採択ということで、現時点でそういった経過はございますが、要綱から外れて支援をしなかったということはないと思います。

それから、移住者の方の部分でございますけれども、直接、私が知る限りでは承知をしておりませんが、移住をこれからしてくるに当たって、こういった事業をやりたいんですというような話を持ってくる方はいらっしゃいます。その方が、実質的にまだ移住につながっているという状況ではございませんけれども、そういったニーズはあるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 少子高齢化が進んでおりまして、移住・定住に向けてどうしてもこの創業支援というのは、企業誘致があまり見込めない現状ですと、大変有効な施策だと思います。

しっかりと、サポートしていただきたいんですけれども、やはり、資金調達のほかにも、行政手続であるとか、税務手続といったものが、やっぱりネックになってくると思うんですけれども、ここら辺のサポート体制とか、そういう何か役場の許認可とかいうことで、何かありましたらよろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、お答えをしたいと思います。

創業に関わる事業許可、税務手続等々の、行政サポートという部分になりますけれども、各種手続のサポートにつきましては、創業に関する村側の相談窓口は、振興課の商工担当という形で対応をさせていただいております。

まず、窓口で、相談内容をお聞きする中で、内容によりまして各種手続のサポートが必要な場合は、商工会におきましてされておりますので、そちらをご案内する場面もございます。

また、村担当者で対応が可能な案件につきましては、もちろんご支援をさせていただいているという状況でございますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 先日、交流センターにおきまして、麻績メッセというイベントが開催されました。メッセとは見本市のことなんですけれども、麻績村と筑北村の企業、団体、個人、またこれから創業予定の方々などが参加されまして、商品の展示即売、企業のPR等が行われ大盛況でした。

また、イベントが終わった後も、専門家による商品の展示指導なども行われ、参加者にも大変好評でした。このイベントにつきましては、商工会が昨年から行っている創業塾の一環として行われたものなんですけれども、村の後援をいただいて実現したものです。このように、創業支援には村と商工会等の関係団体との連携が大切になってくると思われます。

また、昨年の9月にも質問させていただきましたけれども、創業塾と県かな、いわゆる創業補助金等の連携とかいうこともあると思うんですけども、このあたりのことはいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、商工会との連携という部分になろうかと思いますが、麻績村におきまして、令和5年5月に創業支援等事業計画を作成しまして、6月に国による計画の認定がされたものでございます。

これによりまして、小規模事業者が持続化補助金等の制度を活用する場合、認定がされていない市町村と比較しまして、補助上限額の引上げがされるものでございます。この補助につきましては、販路開拓に係る経費などへの補助となります。

この補助金の活用に当たりましては、認定を受けた麻績村と連携した事業者、持続的な創業支援を受けることが条件となっております。事業者につきましては、商工会となるわけですが、個人への創業支援、例えば、議員おっしゃる創業塾などの開催がされることが条件となっております。

今年度におきましても、商工会によりまして、創業塾が9月5日から計4回開催されるものでございます。こういった支援を拡充するためにも、商工会と連携をより一層強めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 早速対応いただいてありがとうございますと、感謝申し上げたいと思います。

やはり、若者が創業する上で障害となることの1つに、スキルや経験とか、人脈とか、信

用の不足だとかいうことが問題になっていると思います。そこで、前回茂木議員のほうからも、ちょっと選定について質問ありましたけれども、聖高原駅前に建設予定とされております施設等に、創業の希望者が短期間の契約等で、飲食店やオリジナル商品の販売等を開業できるチャレンジショップというようなものが、松本とか長野とかでもあるようなんですけれども、そういったものでありますとか、場所的からも県内の創業希望者が交流できるコワーキングスペース等を併設するお考えはありませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、駅前整備につきましては、県内の類似施設や駅前再開発の状況等を視察する中で、検討をしているところでございます。

また、今後整備を予定しています駅前整備に併せて、コミュニティ施設につきましても研究を、今しているところでございます。

ご質問の創業者が利用できるコワーキングスペースですとか、飲食等のチャレンジショップを併設するという考えにつきましては、類似施設を拝見する中には、地域活性化を図る目的でそういった施設を整備し、併設をされている場所もございました。この駅前やコミュニティ施設の整備に当たっては、国の交付金を活用する予定としておりますけれども、この交付金事業につきましては、地方創生に十分な効果が見込まれる施設ということで、地方への移住ですとか、起業につながる施設、それからコワーキング施設等を併設することによっての就労支援とか、交流人口の拡大といったことを対象にしている事業でもございますので、今後の要望とか、ニーズ等を見極めながら検討をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） この件につきましては、これからの麻績村の方針の中で大事な点だと思いますので、村長にも一言お答えいただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、村づくり推進課長のほうから、今取り組む状況等について、お答えをしたところでございますけれども、やはり、施設、箱物というものについては、その後の維持管理というものもついて回ります。

そういった中におきましては、やはり地域の活性化に向けた施設であり、また地域の皆さ

ん方が活用できる施設であると同時に、ある程度、多くの皆さん方に利用していただけるような施設になっていかなきゃならないというようなことがございますので、そういった意味で、総体的に今、課長のほうから申し上げたとおり、内容等については今後詰める中で、またいろいろとそういった商工会の皆さんとか、また村民の皆さんとかいろいろな皆さん方のご意見を聞く中で、またそういう要望がどの程度かなえられるものか、またどういった施設を造ればいいのかというような部分につきましては、今後、検討を深めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

それでは、この項目の最後になりますけれども、やはり創業者が増加しているとはいっても、数年で廃業してしまう事業者も増加しております。

農産物の販売等で起業された事業者に対しては、県外へのPRであるとか、先日議会のほうでも研修に行ってもらいましたけれども、都市圏のアンテナショップ等との連携とか、販路拡大支援が重要になってくると思いますけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきたいと思います。

まずもって、先ほど議員がおっしゃったとおり、先月交流センターにおきまして麻績メッセが開催されてございます。目的につきましては、麻績、筑北地域の企業、団体、個人の製品、商品など広く知ってもらうことでありまして、出展された方には、よい機会になったものと感じております。

また、出展者につきましては、ブランディングセミナーへの参加権利も得ることができ、今後の事業展開に役立つものと考えます。村としましても、麻績メッセ開催に関しまして後援をさせていただきましたが、今後においても商工会と連携する中で、このような機会を増やしてまいりたいと考えております。

また、従来行っているものではありますが、県や関係機関から案内があります各種商談会の情報につきましては、商工会とも情報共有する中で、案内を行うことで、販路拡大につながればと考えておるところでございます。

先ほど、アンテナショップという部分もお話いただいたわけですが、こういったアンテナショップの取扱い商品についても、商談会等そういったものが実施されていると

ころでございます。そういった情報についても、併せて情報共有してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） この問題は、就労支援、企業誘致も難しいという中、先ほど申し上げましたけれども、重要な政策になると思いますので、振興課、また村づくり推進課協力して、ぜひ推進していただきたいと思います。

それでは、続きまして、村内の宿泊施設でありますシェーンガルテンおみ・レストランレイクサイド館の指定管理の現状と今後につきましてお伺いさせていただきたいと思います。

まず最初に、平成28年度以降の現在の指定管理者になってからの収支の状況を教えていただきたいと思います。

収入につきましては、昨年の9月の定例議会で、清水議員のほうから一般質問で提示されておりますが、今回は支出も併せて、簡単にご説明していただきたいと思います。また従業員数の推移等も分かりましたらお教えいただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、平成28年度以降の収支の状況でございますが、年度ごとに収入、支出額、収支の差額を申し上げます。1,000円単位で申し上げます。

まず、平成28年度でございます。収入につきましては1億505万4,000円、支出につきましては1億2,166万円、収支の差額でございますが、マイナス1,615万6,000円でございます。

平成29年度でございます。収入でございますが1億677万5,000円、支出につきましては1億1,775万3,000円、収支の差額でございますが、マイナス1,097万8,000円でございます。

続いて、平成30年度でございます。収入でございますが1億910万5,000円、支出につきましては1億1,137万8,000円、収支の差額でございますが、マイナス227万3,000円でございます。

令和元年度でございます。収入につきましては1億734万9,000円、支出につきましては1億666万8,000円、プラスの68万1,000円でございます。

続いて、令和2年度でございますが、収入につきましては7,309万円、支出につきましては、同じく7,309万円、収支の差額はゼロでございます。

令和3年度でございますが、収入につきましては8,236万2,000円、支出につきましては

8,202万6,000円、収支の差額でございますが、プラスの33万6,000円でございます。

令和4年度につきましては、収入が9,018万8,000円、支出につきましては9,049万1,000円、収支の差額でございますが、マイナスの30万3,000円でございます。

続いて、従業員数の推移ということでございますが、こちらにつきましては、指定管理者よりの報告の義務はありませんので、指定管理者のほうにお聞きした推移の状況でございますが、平成28年度につきましては、これ年間の契約した従業員数でございますけれども、平成28年度が39人、平成29年度が41人、平成30年度が35人、令和元年度が45人、令和2年度が42人、令和3年度が38人、令和4年度が39人でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

これは、収入のほうは指定管理料も含めた金額ということよろしいですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） 収入につきましては、指定管理料も含んだ数字でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） コロナ禍ということで、3,000万、4,000万と収入が減っている中で、4年は多少増加してきたということなんですけれども、その中で、従業員数はほとんど変わっていないということよろしいですね。

それでは、令和5年度になってからの収支状況と今後の見込みについてお伺いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えをいたします。

令和5年度の上半期の収支状況、それから今後の見込みということでございますが、令和5年度の収支状況につきましては、7月末現在の状況をお答えさせていただきます。

まず、収入でございます。特に、宴会の上振れと申しますか、回復傾向によりまして、対前年比で6割ほど伸びていることから、コロナ時よりは大きく回復している状態にあると考えます。

次に、支出でございますが、依然、物価高騰の影響を受ける中で、特に原材料費につきましては、対前年比で3割ほど増額となっております。依然、厳しい状態が続いております。

今後の収支の見込み、決算見込みでございますが、収入面におきましては、宴会、それから宿泊が回復傾向にあるということで、今後もPR等に力を入れていく中で、対前年比で4割ほどの増額を見込んでおります。しかし、支出面におきましては、今後も物価高騰の影響が続くと予想される中で、前年比で1割ほどの増額を見込んでおる状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 令和2年度からの3年間は、指定管理料を800万円程度、増額補正しております。今年度は、今のご説明でいきますと3,300万円の指定管理料で大丈夫ということとでよろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えをいたします。

令和5年度の決算見込みにつきましては、当初どおりの計画、特に指定管理料の支援また補填なく運営できるというような状況を見込んでおります。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 昨今の、昨日のニュースで全国的に原材料費あるいは、光熱費が高騰しておりまして、飲食、宿泊業界でも打撃を受けているようです。

指定管理業者との基本協定書の項目に、「指定管理中に賃金水準及び物価水準の変動並びにその他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。」という条文がありますけれども、この物価水準の変動という部分に当たる可能性があるというふうに、ちょっと思えるところもあるんですけれども、現時点では、変更の可能性はないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） 現時点では、特に先ほども申し上げましたが、支援、補填はなく運営をしていく、これはあくまでも目標でございますが、ただ、今後のまた今回コロナもちょっと増えてきたというような状況の中では、今後、村として支援をせざるを得ないという状況、そういったものが発生したときには、これは指定管理者のほうと慎重に協議をして決定をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 原材料費の高騰ということになりますと、当然、宿泊料や食事代、日帰り入浴料等の値上げも考えられると思います。

交流施設の使用料については、村の情勢によりまして、上限が決まっているようでございます。特に、食事料等は村長が定めるという項目になっておると思うんですけれども、各種料金の値上げに対する村長のお考えいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今現在、今議員さんのご質問のとおり、物価高騰というようなことによりまして大変、施設運営、どこのそういったホテル等々、国民宿舎、あるいは近村でやっているそういう宿泊施設等についても、厳しい状況ではないかと思っているところでございます。

物価上昇等については、異様なほど上昇してきているというような形でございますけれども、なかなかそうはいっても、すぐ料金の改定で値上げというような部分には、なかなかこう難しい部分があるというのは必然的だと思います。やはり、多くのお客さんに、村民の皆様方、また外部のお客さんにご利用いただく中において、値上げが響くというような部分もございますので、それは慎重に協議をしていかなきゃならないかなと思っているところでございます。

しかしながら、やはり指定管理者等々と協議をする中においては、どうしてもこのくらいの部分については、値上げをしないと運営の部分においても、大変損失を被るというようなそういった協議がなされれば、やはり全体的なそういう社会情勢、あるいは近隣などの動向見る中で、そういった値上げ等の協議もしていかなきゃならないかなと思っているところでございますけれども、今のところについては、そういった部分では、それほど大きな値上げをするというような考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 先日、現場の方とちょっとお話ししたんですけれども、日帰り入浴料につきましては、近隣市町村につきましては4、500円で何か麻績は300円なんですというような、そろそろ値上げも検討したいんですけれどもみたいな。村民に対しては、割引等対応するというような話もちょっと聞いておりますので、また検討よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、両施設とも開業から30年が経過いたしまして、改修が終わっていない部分につきましては、老朽化が進んで、什器等も古くなってきているものを使い続けているという状況も見受けられます。

そんな中で、備品購入費でありますとか、修繕費など施設管理費におきましての村と指定管理者との負担区分はどうなっていますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

施設管理費における基本的な負担区分でございますが、1件50万円以上のものにつきましては、村が費用負担する旨、基本協定に定められております。ただし、50万円未満であっても、施設や備品などの老朽化に伴いまして、生じた費用につきましては、指定管理者との協議により行っておるところです。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 今後増えてくると思いますので、検討しながら改修していただきたいと思います。

それでは、この事項の最後になりますけれども、今後の指定管理と令和8年度以降の指定管理の在り方ということでお伺いしたいと思います。

全国的には、指定管理されていた宿泊施設等が、契約要件が折り合わない等の理由で、管理業者が見つからずに自治体直営に戻ったり、売却、賃貸されるというような事例が増加しているようです。

そこで、村長にお伺いしたいんですけれども、契約終了時の令和8年に、現在の契約条件で指定管理業者が見つからなかった場合、どのように対応するのか、例えば管理料を増額しても業者を選定するのか、またどの程度の増額まで認めるのか、村営に戻すのか、売却するのか、賃貸にするのか、様々な選択肢が考えられると思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現在、施設につきましては、指定管理ということで運営をしていただいているところでございますけれども、これでコロナが明けまして、やはり施設の業績が上がってくるというような傾向も見受けられるところでございます。どうしても、指定管理という部分につきましては、経費削減、あるいは運営費の削減がそういった業者、専門的な見

地から行ったほうが、行政が行うよりも、経費節減の中で運営がスムーズにいくだろうということで、指定管理というような形で現在もしているわけですが、議員さんが言われるとおり、各市町村の施設等においては、指定管理者が見つからなくて村営でというような施設もございます。

麻績のシェーンガルテンおみ・レイクサイド館につきましては、この令和8年には、指定管理の今の業者の契約が満了するわけですが、今後におきましても、できれば指定管理の中で効率的に効果的に運営ができていければと思っているところでございます。どうしても、最悪なれば、それはまたその時点で、検討していかなきゃならないわけですが、最悪の場合は、村の運営というようなことも視野に入れながら、そんなことのないように指定管理の業者さんを探していくというような形で、今後についても運営を図っていきたいと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 昨今の社会情勢見ましても、指定管理者の選定かなり難しいんじゃないかなというようなことも予測されますので、早めのシミュレーションというかそれをしていただければなと、昨年9月の清水議員の質問にもありましたけれども、専門家や村民等も含めた中で、早め早めの検討が必要じゃないかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問事項に移らせていただきます。

前回もちょっとやらせていただいたんですけれども、行政のDX化の推進ということで、今回は、タブレット端末を使った会議システム等についてお伺いしたいと思います。

村内におきましては、小・中学校で、1人1台のタブレット端末を所有して、コロナ禍ということもあり、リモート授業なども経験し、多様な活用をしていると聞いております。そんな中で、行政でのタブレット端末の導入も多少進んできているようですが、この辺の状況についてはいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、所有しているタブレットの端末でございますけれども、例規システムを用いて例規集の閲覧を行うことを目的に、平成30年度に議会議員8台、理事者及び課長等10台の導入をしております。また、農業委員会において、昨年度1台を導入しており、合計で現在19台

の端末を所有しています。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 議会にもタブレット端末はあるんですけども、なかなか使用する場面が見つからないのが現状です。デジタル化については、推進している部分もあるんですけども、各自所有のスマートフォンを使って、LINEアプリによる連絡でありますとか、カレンダーアプリによるスケジュール管理等には使用させていただいているんですけども、なかなかその程度の段階にとどまっております。

議会の情報誌によりますと、南信地区のある村では、タブレット端末とペーパーレス会議システムを使用して、2022年の1年間で議会と行政合わせて16万4,195枚の紙資料を削減したようです。そこまではいかなくても、ペーパーレス化の推進は、コピー機等の使用料削減でありますとか、デスク周りの整理整頓にもつながると考えますが、こういった会議システムの導入の考えはいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 私のほうからお答えをさせていただきますが、将来的には、多くの企業や自治体においてペーパーレス会議、こういうシステムを導入することが想定されるところでありますが、麻績村において、現在のところすぐに導入するという予定はございませんが、今後に向けて、デジタル推進員を中心に研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 確かに導入コストや職員のスキルアップが必要になってくる部分があるかと思いますが、大変かと思いますが、第7次の振興計画にも項目として挙げられておりますので、ペーパーレスのほうもぜひ、積極的な推進をお願いしたいと思います。

続きまして、昨今メディア等で話題になっております生成の人工知能、ChatGPTと呼ばれるようなものの活用についてですけども、これは宮川議員のほうからも後、同様の質問があるようなので、私は、庁内での活用について、簡単にお聞きしたいんですけども。

先日といいますか、今回ちょっと、一般質問に当たりまして、私もデジタル庁で行っておりますLINEグループ等で、行政専用のChatGPTで、議会の一般質問で行政のChatGPTの活用法についての質問をいただきましたが、どのように答弁するのがいいですかと聞いたところ、幾つかのメリットを挙げていただきまして、学習データに基づいて回答

しているので、時には誤った情報を提供すること、個人情報の取扱いには注意が必要なことを挙げております。それから、今後、行政の効率化や市民サービスの向上に向け、引き続きA I技術の活用に取り組んでまいります。

以上、ご質問に対する回答とさせていただきます。ありがとうございましたとC h a t G P Tが言っております。

このような形で、定型の回答文の作成や簡単なプログラムの作成には、有効なツールとなると思うんですけども、ルールを決めて活用していけば、職員の働き方改革にもつながる可能性があるんじゃないかなと思われそうですけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきますが、今、おっしゃいますように、近年C h a t G P T、この登場によりまして、生成A Iの注目度が急激に高まっている状況になっています。

また、行政情報を学習させた行政専用のC h a t G P Tも出ております。これにつきましては、登録により自治体職員、議員は無料で利用が可能となります。

このようなことから、文書作成の手助けをしてくれるツールとして利用を検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほど、議員からもありましたが、利用するに当たりましては、個人情報の問題でありましたり、様々な課題もありますので、しっかりルールを決めて運用していくことが、最も重要となります。それを含めた中で検討もしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） C h a t G P Tと同じ回答でありがとうございます。

それでは、今年度より採用されましたデジタル推進担当職員の業務内容はどのようなものになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

全国で、デジタル人材が不足している状況にある中、今年度より麻績村において、会計年度任用職員として、デジタル推進員を採用できております。現在、デジタル推進員を中心にD Xの推進に努めているところでございますが、業務の内容につきましては、D X推進計画の策定や計画策定に向けた役場庁舎内外の現状把握、職員へのヒアリング、今後のD X推進

に向けた各種研修の受講や、情報システム系の人材も不足しておりますので、情報系の業務についても一端を担っていただいております。

また、職員が不明な点などを気軽に相談でき、村にとっては、重要な存在となっております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） 一つ忘れました。この推進員の増員の予定とかはありませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今のところは、1名で推進員ということで務めていただいております。現段階においては、予定はございません。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） スキルの必要な部署なので、なかなか大変だと思うんですけども、やはりこの分野では、若手職員の育成、教育等が必要になってくると思われます。ちょっと聞くとところによると、このデジタル推進の主任は副村長だとお聞きしているんですけども、この若手職員の育成教育等って何かこれからの方針とかありましたら、副村長にお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下副村長。

○副村長（宮下利秀君） ただいま、総務課長のほうからご答弁させていただきましたけれども、デジタル推進員につきましては、現状把握等、担当職員と連携を取りながらやっておるところでございます。

やはり、今後デジタル化を進めていく中には、職員のスキルアップ、研修等は当然重要となってくるというところがございますので、現在も推進員のほうで研修会を職員のほうへ紹介したり、相談を受け付けておりますけれども、これからも推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下朗議員。

○3番（宮下 朗君） それでは、副村長中心に、ぜひ推進をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上で私の一般質問を終わらせていただきまして、ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 3番、宮下朗議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、4番、茂木議員の一般質問の番ですが、その前に議員にご相談いたします。質問の途中で昼食を挟む可能性があります、それでもよろしいでしょうか。

なお、茂木議員より着座にての質問の申出を受けておりますので、これを許可いたします。では、4番、茂木議員。

○4番（茂木泰男君） さきに通告した4項目について、一問一答でお尋ねをいたします。

大変恐縮ですが、着座のまま質問をさせていただきます。

質問事項1、福祉施設の進捗状況について、2、障害者計画について、3、職員の勤務体制について、4、コロナ禍による村の対応は。

福祉施設山ぼうし企業センター建設進捗状況についてお尋ねをします。

令和5年度も半ば、残り半分以下という状況の中、目に見えた進捗が見えない。第3回の委員会、この会期中にこの間通知来たんですが、9月11日10時から委員会があるわけですが、その内容につきまして、お聞きをしたい。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、福祉施設整備研究検討委員会の経緯についてご説明をいたします。

第1回委員会につきましては、令和5年2月2日に開催をいたしまして、委員長、副委員長の選出、当村の福祉施設の現状についてご説明を申し上げまして、次回はほかの施設を視察する旨で閉会をいたしました。

第2回委員会は、6月14日に開催いたしまして、安曇野市にございます複合型の授産施設とB型就労支援事業所を視察いたしまして、帰庁後、出席委員全員から視察の感想をお聞きしまして、今後の進め方として、長野県の担当課からの回答を委員の皆様にお示しする旨をお伝えして、閉会をいたしました。

第3回目でございますが、先ほど茂木議員おっしゃったように、9月11日に第3回の委員会の開催を予定しております。その中では、過去2回開催したご意見などを反映し、それを基に今後の進め方について、委員会を開催したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 建物を設計どおりに造るのではなく、現場の指導者、利用者と家族の要望を受け止め、予算を見ると非常勤報酬として7名分、7万4,000円計上のみで、需用費や委託料は予算化していないが、職員が自らつくるといふことでよろしいですか。そのことをお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 予算の関係でございますが、まず委員報酬として、当初予算に10回分詳細な数字は今、手元にはないんですが、7万円ほどの予算計上をいたしました。それを基に、当初予算といたしまして実施設計1,500万円を、福祉施設の建設検討の実施設計として1,500万円を今現在、計上いたしました。

また、9月の今回の第4号補正予算の中でも福祉施設整備に伴う設計委託料の不足額及び附帯工事の工事費を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 計画の策定に当たって、当事者はもとより、村民の意識や要望の把握をするためのアンケート調査は必要不可欠だと思うが、周知を含めて十分な期間と考えているのかお聞きをしたい。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） お答えいたします。

アンケート調査につきましては、令和3年の11月に村民の方皆様に、新福祉施設建設に係る村民調査ということでアンケート調査を実施したところでございます。それを受け、新施設が必要ではないかというようなことになりまして、令和4年度に福祉施設研究検討委員の条例といいますか、その委員会の設置条例を議決していただきまして、令和4年度に入りまして、新しくその検討委員会を開催したという流れになっておりますので、令和3年度中には既に、アンケート調査は実施済みということでこちらとしては認識しております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） それでは、3に入ります。

職員の勤務体制についてですが、要旨1、各課の職員体制は適正かと思うか、2、職員個々の仕事は適切か、3、職員の採用計画は、この3点をお聞きします。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員、よろしいですか。質問事項の2が飛んでしまったようですが、よろしいですか。

○4番（茂木泰男君） すみません。障害者計画進捗状況についてお伺いします。

障害者計画、第6期障害者福祉計画、第2期障害児福祉計画の期限がともに今年末だと思われていますが、これさっきの続きです。予算を見ると、先進じゃったので、これはもう今答えてもらったのでいいと。これ飛ばします。すみません。いいです。

○議長（峯村賢治君） じゃ、続けてください。

○4番（茂木泰男君） 3番、職員の勤務体制について、要旨1、各課の職員体制は適正と考えるのか。2、職員個々の仕事は適切か、3、職員の採用計画は、この3点をお聞きします。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員に伺いますが、これ3つ続けてよろしいですか。

○4番（茂木泰男君） 結構です。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからご質問の3点について、お答えをさせていただきますと思います。

まず、各課の職員体制は適正と考えるかというご質問でございますが、現在、各課の職員は多種、多様な業務を担っております。個々の職務内容によりまして、繁忙期がまちまちであったり、選挙事務や国の制度改正対応により、臨時的な業務が生じる場合も出てまいります。

このような状況の中で、適正な人員の数値化につきましては、実際には、個々の職員の事務処理能力も均一ではないため、把握が非常に難しいと考えておりますが、各課等の近年の職務内容や業務量の状況、その年度の実施予定の事業などを勘案する中で、適正な職員の配置に努めているところでございます。

次に、質問の2番目でございますが、職員個々の仕事量は適切かというご質問でございます。

職員それぞれの事務処理能力が同じでないこと、また、役場の職務は多岐にわたり、得意分野の職務だけではなく、不得意分野の職務を担わなければなりません。このようなことから、適切な仕事量の把握は非常に難しいと考えておりますが、各課等の近年の職務内容や業務の量の状況、実施予定の事業などを勘案する中で、先ほど申しましたように、適正な職員の配置に努めているところでございます。

なお、現在、育児休業中の職員があり、減員となっている部署につきましては、業務の支

障が生じないよう、民間の派遣職員を充てるなどして、補っているのが現状であります。

また、職員に過度な負担がかかることのないよう、必要な場合には、会計年度任用職員の採用も検討してまいります。

3つ目の、ご質問であります、職員の採用計画はということでございます。

職員の採用計画につきましては、基本的に、退職者の補充を基本としており、計画的に実施をしておりますが、近年は、採用内定者の辞退など、なかなか必要なときに、必要な人数を採用することができていないのが現状でございます。

また、本年度から定年延長制度が施行されまして、定年年齢がこれまでの60歳から65歳に引き上げられ、2か年度に1歳ずつ段階的に引き上げられます。

暫定再任用職員、また会計年度任用職員なども考慮しながら、計画的に職員の採用を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 4番、茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 職員の配置について、病気や個々の理由で退職する職員がこの頃見受けられますが、配置は適切か、以前もほかの議員の質問に対し、適材適所に人材を配置しているとの回答があったと記憶しております。現実、職員の不足はないのかお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 職員数につきましては、退職した職員の全てを現在補充できておりませんので、現在も募集をしております。今年度も今回で3回目の現在募集をして、新たな職員の採用を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） それで、要旨2ですが、職員個々の仕事量に差がないか、職員の負担に差がないかお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、仕事の差というのは非常に難しいことでありまして、職員の得意な分野であれば、処理時間も短く対応できるかもしれませんが、職員によっては不得意な分野であれば、多少学習する時間もありますので、負担ということではなく、それぞれで対応していただいているところでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） それでは、病気で欠勤の職員に対するサポートはどのようにしているのか、また、職員と村民とのトラブルはなかったでしょうか。もう一点、課に欠員が出た場合、補充はされているのかお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） お答えをさせていただきます。

課の中で職員が欠員になった場合、即、補充できる場合もありますが、即、補充できない場合もございます。

先ほど申しましたように、休職中の者であれば、民間の職員を採用して、従事していただいたり、また先ほどもお話しさせていただきましたように、状況によっては会計年度任用職員を採用して現在対応しているところでございます。

また、先ほど質問のありましたトラブルについては、特に把握をしておりません。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 不足した職員をその都度補うのではなく、それは理解できるんですが、計画的な職員採用はあるのか、それをお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 先ほどもお答えさせていただいたように、職員の採用につきましては、退職者の補充を基本として、計画的に実施しております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 村民に不利益が生じない役場の体制づくりをこれからもお願いしたい。

最後になりますが、4、コロナ禍による村の対応は。県内でもコロナ感染が増加傾向にあり11週連続増加しています。集団感染も増加しているわけですが、先月8月には近村でも、ソフトボール大会を40名以上で行い、慰労会、焼肉、お酒、その後、集団感染クラスターですが、この事例があったわけですが、村での感染状況、各事業所の感染者はどのくらいあったのか、また村民への周知の考えはあるのかお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうからお答えします。

初めに、感染状況でございますが、こちらがどうしても、5類移行以前の場合は、各市町

村ごとの発表ではございました。ただ、今現在は、定点観測ということで役場のほうには、長野県内の感染情報が第何週ごとということで情報が来るのみなものですから、第35週令和5年8月28日から9月3日までの週が最新の週の情報ではございますが、今現在は、11週連続で新型コロナウイルスの感染者数は、増えているという情報が入っております。ですので、麻績村村内においても増えていたり、もしかすればかかっている方いらっしゃっても増減があるなしということは、当村ではちょっと把握ができていないというのが状況でございます。

また、ご質問のございました村民への周知の考え方でございます。こちらにつきましては、本年5月から新型コロナウイルスの関係が5類に移行してから、村民の皆さんがそれぞれのお立場でコロナ対策をされてきたかと思えます。

しかしながら、8月29日に長野県内に新型コロナ医療警報が発出をされてしまいました。村におきまして、医療警報発出を受けまして、注意喚起の無線放送を実施している状況でございます。

また、周知につきましては、今年5月1日発行のホット・情報麻績の中におきまして、今後の新型コロナウイルスの感染症についてという文書内におきまして、行動制限がなくなりますが、新型コロナウイルスがなくなるわけではございませんという、その旨の周知をしたものでございます。

また、今回のように医療警報が発出された際は、その都度無線放送などで村民の皆様周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） それでは、2番目にいきます。今後のイベントの実施計画はでございます。

イベントは村として発信する大きな事業だと思いますが、これに対する役場の職員の体制はどうなっているのかお聞きをしたい。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今後のイベントの実施計画と職員の対応というようなご質問でございますけれども、コロナ禍によりましては、やはり村民の皆さん方も、大変こう沈滞ムードであると、地域住民のコミュニティが、幾らかでも活気に戻ればということで、新型コロナウイルスもインフルエンザ同類の5類になったということから、今年度予定しておりますイベ

ントは開催してまいりたいと考えておるところでございます。

特に、10月には月の里収穫祭、村民運動会、また11月には文化祭、1月には聖高原ジュニアジャイアントスラローム大会、また、2月には聖高原スノーフェスティバル等々について計画を、今、しているところでございますけれども、やはり、社会情勢の中におきましては、コロナ禍も増えてきているというような部分もございますけれども、やはり、そういったものにも注意喚起をする中で、こういったイベント等につきましては、今年度は実施をしていきたいということで考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） イベントは、1つの課に任せるのではなくて、村全体で、村長はじめ取り組み、村を挙げて開催が目に見えることで、麻績村のイベントと言えると、私は思っております。

麻績村を知ってもらい、移住はじめ、人を呼び込むことが活性化につながると思うが、村の考えは、お聞きしたいです。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員さんの言われるとおり、村の活性化、そして村の活力等々、示していくという中においては、イベントの開催も大変重要ではないかと思っているところでございます。

この1つのイベントを実施するということになりますと、どうしても1つの課では対応できないというようなこともございますので、課の連携をする中で、充実したイベント開催に向けて、それぞれ対応を図っているところでございますし、職員におきましても、地域住民の皆さん方、また村内の皆さん方に喜んでいただく分、そして対外的に多くの、皆さん方にお越しいただく中で、麻績のPRもできればというような形の中で、それぞれのイベントをしっかりと企画する中で実施をしていこうと今計画をしているところでございますので、今後におきましても、よろしくお願いをしたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 最後になりますが、今ちょっと、ぼやっとして大変申し訳ございませんでした。

一つでも麻績村が前進することを願い、私の一般質問を終わりとします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 4番、茂木議員の一般質問は終了いたしました。

ちょっと早いですが、ここで昼食休憩を取りたいと思います。

再開は、1時からとします。

ただいまから休憩といたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、5番、飯森寛志議員の一般質問を許可します。

飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 5番、飯森寛志でございます。

事前に通告いたしました聖高原別荘地について、中山間地域未耕作対策についての2問につきまして、一問一答、答弁をお願いいたします。

まず、聖高原別荘地についてですが、質問要旨が関連しておりますので、特に2番、3番、5番につきましては塚原村長よりご答弁をお願いいたします。

それでは、今までも、聖高原別荘地につきましては質問が出ておりました。当村としても観光事業の基礎となる別荘地開発ですが、開発当初から見れば、いざなぎ景気、バブル期、バブル崩壊と、環境、状況の変化があり、今年で61年目を迎えた聖高原別荘開発です。

昭和37年11月、地方自治体では当時例を見ない地上権方式で別荘地開発、分譲を開発したところでございます。契約方法としては、村と賃貸契約を締結して、固定資産税の代わりに地代を納入するということになっておりました。静粛な高原を存続するために、立木はな

るべく伐採しないで別荘を建てるというものでございました。聖山東方の聖高原の村有地、約300ヘクタール余りに、現在1,700区画と認識しておりますが、うち、別荘建築に関しましては約400棟、全地域に道路・水道・電気・電話の引込み等があるということになっており、管理は株式会社聖高原管理センターが行い、聖観光のベースとなっている地域でございます。

そこで、まず、お尋ねいたします。

本年4月現在、別荘地開発状況をお尋ねいたします。それは、規模、契約期間、全分譲地、契約分譲地、未契約分譲地、居住者数、別荘地収益の現状、インフラ環境、また、現状の地代等でございます。

2番目に、昭和37年より始めた麻績方式（地上権方式）分譲での現状でのメリット・デメリットをお答え願えればと思っております。また、近年の問題でもあります当別荘地での地上権に関する訴訟提起、地代の長期滞納問題であります。相続については、相続登記が2024年4月より義務化され、不動産を相続したことを知ったときから3年以内に登記しなければならないという法律でございます。これを怠りますと10万円以下の過料が発生することもありますし、また、過去の相続分の登記の義務化も対象になるというものでございます。

これにより、まず3番としまして、村として現状の別荘地の考え方、今の状況はどうなっておるのか。そしてまた、9月5日付の新聞であります、点在する別荘地の分譲区画に年間契約で貸す聖高原自然体験地、この事業を始めておると記事に掲載されておりますが、この事業を中心に展開していくのか、他の事業も検討中なのかをお答え願いたいと思っております。

また、4番として、空き地分譲地の活用方法はどうか。

また、未相続登録地や契約済みで未建築地での現在の環境への状況でございます。これの災害危険度はどのように把握しておられるのか。

また、今後、別荘地の考え方としまして、現状のまま継続していくのか、集約し、継続または終了に向けて跡地を原野復帰していくのか。また、以前、清水議員からもありましたが、別荘地区域で村の持っている区域を地区ごとに一、二区画整備し、攻めの販売を計画したらどうかという問いに対して、当局からの返答は、好条件の区画を何区画か選定し管理センターの協力で販売推進を図るという返答がございました。これについての進捗をお聞きしたいと思っております。

また、分譲済みの未使用建物、これは法人・個人ございますが、この考え方でございます。この環境を含め、解体、再利用に向けての改修を所有者に対してどのように案内、提案を進めていくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、本年度4月現在の別荘地の開拓状況はということでございますが、まず、地上権の契約期間につきましては30年、契約期間満了に基づく更新後の契約期間につきましては25年となっております。

先ほど、議員のほうがおっしゃられました契約期間35年につきましては、法令の改正によりまして、現在は、当初契約の中では30年というふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、区画の契約状況でございますが、令和4年度決算ベースで申し上げます。総区画数が1,918区画、そのうち契約区画が622区画、未契約区画が1,296区画、契約区画622区画のうち、建物が建築されている区画が360区画でございます。また、建物が建築されている360区画のうち、永住者につきましては今現在36区画契約している状況でございます。

次に、別荘地事業に係る収支の状況でございますが、収支につきましても令和4年度決算ベースで申し上げますが、収入でございます、こちらにつきましては別荘地貸付収入といたしまして998万4,000円でございます。次に、主な支出ということでございますが、こちらにつきましては、別荘地内の支障木の伐採、道路の維持管理、水道事業などがございますが、主には支障木の伐採、道路の維持管理経費、道路・カードレールの修繕、道路側溝の環境整備、除雪などで1,724万2,000円というような状況でございます。

次に、インフラの環境でございますが、こちらにつきましても、先ほど、議員おっしゃられたとおりでございますが、道路・水道・電気・電話などが整備されておるわけでございますが、村が管理しているものとしたしましては、道路・水道でございます。

別荘地の貸付収入、地代の状況でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和4年度決算ベースで998万4,000円という状況でございます。

続いて、私のほうから、要旨4の空き地分譲地の活用方法はというところでご説明をさせていただきます。

空き地分譲の活用方法ということでございますが、現在、未契約区画につきましては、先ほど申し上げましたとおり1,296区画でございます。返還された区画の活用方法ということで

ございますが、先ほど、議員おっしゃられました新聞等でも取り上げていただきました自然体験地ということもございますが、これは比較的条件のいい区画、幹線沿いとか、展望などよいところ、これにつきましては、集約化を考慮する中で引き続き地上権の販売促進に努めてまいりたいと考えております。

また、その他の区画につきましては、自然体験地ということで有効活用を図っております。この自然体験地につきましては、令和2年度から始めた事業になりますが、1年ごとの契約が、1㎡18円ということで一般に区画を提供してございます。現在は6区画が契約済となっております、それぞれキャンプとか簡易的なサウナ施設を設置するなど、気軽に自然の中で活動を楽しんでいただいております。自然体験地のメリットといたしましては、やはり、使用する都度の受付が要らないとか、水道とか電気、インフラ環境に左右されないということが挙げられると思います。今後も、地上権の販売促進と併せまして、自然体験地につきましてはさらにPRに努めていきたいと考えております。

それから、続いて、今後の別荘地の考え方ということでございますけれども、今後の別荘地の考え方につきましては、現在、段階的に集約化の方向で進めさせていただいております。別荘地につきましては、契約区画が広範囲に点在していますので、直ちに集約化というわけにはいきませんが、まずは販売区画を限定するなど、時間はかかると思うんですが、結果的に集約につながって、費用対効果の高い別荘地事業、これが展開できるように今後も努力していきたいと考えております。

また、別荘の集約化を考慮する中で、別荘の条件のいい場所を2区画ほど整備して販売促進に努めるということでございますが、現在、好条件の部分、幹線沿いだかと本当にアクセスがいい部分につきまして、2区画ほど、この辺の場所がいいんじゃないかというようなところを選定いたしまして、2区画ほどにつきましては販売促進に努めていきたいと思っております。

それから、要旨7でございます。分譲済みで現未使用建物の考え方ということでございます。

まず、村では、個人とか法人の所有する別荘の使用頻度、これまでは、すみませんが把握をしてございません。また、環境面、危険度などにつきましても、これは個々の価値観があると考えますので、一方的な見解で対処するということは所有者とのトラブルにつながる可能性もありますので、非常に難しいものと考えております。

今後でございますけれども、環境面、安全面で、ご意見とかご指摘などをいただいた際は、

使用状況の確認、場合によっては修繕とか解体などの対応を所有者に相談してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） それでは、私のほうから質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

まず、2番の昭和37年より始めた麻績方式（地上権方式）の分譲での現状でのメリット・デメリットというようなことでございますけれども、議員がおっしゃるとおり、昭和37年より聖高原の地上権分譲方式により別荘開発が始まり、高度成長期の波に乗りまして、別荘販売も順調に販売を続けてきたわけでございますけれども、併せて、観光事業の開発も進めて、多くの観光客でにぎわいを見せていた時代もございましたが、時代と社会経済の変動によりまして、オイルショックやバブルの崩壊、リーマンショック等、時代の流れの中で、別荘所有者も志向が変わってきているというのが実情でございます。更新契約が停滞気味になっている傾向におきましては、聖高原の別荘開発から、契約更新がされないというような部分も出てきているというのが実情ではないかと思っているところでございます。

しかしながら、聖高原の別荘開発によりまして、幾多の行政事業への恩恵もあり、併せて長野自動車道麻績インターの開設等につながり、村の活性化に向けて大きな役割を担ってきたのではないかと思っているところでございます。

現在、聖高原別荘地を含めた聖高原観光の状況は、スキー場、リフト、スライダー、キャンプ、釣り、ボートなど、観光資源により多くの観光客が来場しておりますし、別荘地にも永住されている住民の皆さんもおり、行政区の一地区としてご協力もいただいております。自然豊かな保健休養地として、聖高原の観光開発と一体となった取組により、麻績村の観光の拠点として広く対外的にも聖高原の名前は伝わっており、村のイメージアップにも大きくつながっているのではないかと思っているところでございます。

課題につきましては、別荘地の地上権も村への返還が多くなっているというような課題から、今後、地上権分譲につきましては、現状確認の上で、集約を考えながら、また販売に努めていかなければと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思うところでございます。

また、3番の、村としての現状別荘地の考え方はということでございますけれども、聖高原の別荘地につきましては、先ほど申し上げたとおり、永住している住民の皆さんがいる中

におきましては、村の一つの行政区として考えております。今後におきましても、課長より申し上げましたが、聖高原観光の一端として時代のニーズに対応できる別荘地とし、そしてまた自然体験地など、多目的に推進をしてまいりたいと考えておりますので、聖高原別荘地に興味を持ってくださる多くの方が、またお越しいただくことを期待しているところでございます。

聖高原での現状、環境への影響というような部分でございますけれども、これにつきましては、契約されている区画数、建物、未建築地の確認につきましては、現在250ほどの区画数がございます。また、相続されているか否かにつきましては、村ではほとんど把握はされていないわけでございますけれども、そういった相続されていないものについては、地代の滞納とか、いろんなそういう問題点を引き起こしているのが、今影響しているのではないかなと思うところでございます。

また、環境保全でございますけれども、やはり、開発当時よりも大変立木等も太くなって大きくなってきているというような課題の中におきましては、聖高原全体のそういった伐採等も、間伐等もやっているわけでございますけれども、やはり景観的な部分で、大変、今、環境が悪くなってきているというような部分も一部にはあろうかと思えます。

また、災害等の危険度でございますけれども、やはり、別荘地においては、急勾配の別荘地もあるというようなことでございますけれども、そういった中におきましては、いろいろと重点的に点検、あるいは確認をする中で、やはり災害のない別荘地の運営について推進を図っていかなければと考えているところでございます。いずれにしましても、災害の危険度の高い部分については、未然に防げるような状況の中で対応を図れればと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

いずれにしましても、聖高原の別荘地、強いて言えば南から北までというような形の中においては、大変広範囲な別荘地のエリアになりますけれども、今後においては、活用できる場所、また、活用がちょっと難しい区画等々、やはり見極める中で、ある程度、集約化を図る中で観光環境の充実に向けて図っていかなければと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 長々とお答弁ありがとうございました。

私の調べた部分の1,700区画よりも、1,918ということで200区画もその当時から増えてい

ると。今後、この区画を増やす計画はあるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現在のところ、これ以上区画を増やすという計画はございません。
以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） それを聞いて、ちょっとほっとしている、今、自分がいるのが、ちょっと安心感があるかなと思っております。

未契約地域というか、区画が1,296ということで、かなりの部分が、そのまま残って原生林という状況になっているかと思います。先ほどもお尋ねしましたが、手をつけていないところでの防災という部分について、再度お尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 1,200有余の区画が、今、未契約というようなことでございますけれども、やはり、当初の中においては、販売件数ともに1,700、1,800というような形で契約がされていたわけでございますけれども、更新時期において、時代の感覚の流れとともに、こういう形で返還がされてきたというような形で1,200数十の区画があるわけでございますけれども、実際的には、聖高原全体のそういった間伐等については、やはり、売れているところ、売れていないところ関係なく、全体的な間伐は一通り済んできたというようなことでございますけれども、やはり、端から間伐をしていって、最後の間伐までという大変年月がかかるということになると、始めたほうはまた伸びてくるといような形でございますけれども、そのような形の中においては、やはり今後も、ある程度は整備をしていかなければいけないのかなと思っているところでございます。

今、災害の起きるほど、いろんな部分で立木が繁茂しているというようなことはないわけでございますけれども、ただ、立木の中には、ある程度の年月がたってくると、なぜか台風等の強風で倒れるような木もあるというようなことでございますので、そういった部分につきましては、聖高原リゾートのほうでよく管理をしていただく中で、また、確認をしていただく中で、そういうものについては、あらかじめ伐採をすとかというように形で、今、防災には努めているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 別荘地なもんですから、かなり高地に造られている部分がありますし、

災害が起きたときに、その下の集落に被害が及ぶ可能性が大きいかなとは考えております。住民の安心・安全の部分に関しましてはしっかりと担保していただいて、別荘地の防災の管理についてはよろしくお願ひしたいなと思っております。

それと、今、大変問題になっておりますが、相続登記の部分です。なかなか相続しているかしていないかというのが判明できない厳しい状況ではあるかと思いますが、これによって地代の滞納という部分の欠損が麻績の財政のほうにというところまではオーバーかもしれませんが、負担になってくることのないように、しっかりと管理、また、そこへ第三者の弁護士さんですとか、いろんな土地鑑定士さん等々も含めて、しっかりと管理ができればなと思っております。

多分、村民の皆さんは、聖高原という部分に関しては非常に親しみを持っておると思います。そこで、どんな方法、どんな今後、聖高原、聖高原別荘を村として進めていくのかという部分を塚原村長から、平たく言うと聖高原別荘地の今後の夢というんですか、お聞かせ願ひえればと思います。来ていただいたお客様ですとか所有者の皆さんに、来ていて何になってよかったよとか、帰京したときに、こんな気持ちになったんだよ、麻績の別荘地というのはいいよねというような感想を求められるような、そんなキャッチフレーズがあれば、お聞かせ願ひたいなと思っております。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員がおっしゃられるとおり、やっぱり、自然豊かな保健休養地へ来ていただいて、ひとときを満喫して過ごしていただき、なおかつ、帰っても、また来たくなるような、そして、強いて言えば友達とか親戚も一緒に再度連れて来たくなるような、そんな別荘地であればいいかなと思っているところでございます。

いずれにしましても、この別荘についても、先ほど申し上げたとおり、時代の流れの中で、やはり、別荘に求める感覚というのが変わってきていることは実情でございますけれども、しかしながら、人間の根本的な部分での自然に求める気持ちというのは変わりはないんじゃないかと思っているところでございます。いずれにしましても、来ていただく皆さん方、本当にひとときを満喫していただき、また、楽しみ、満足して帰っていただけるような今後別荘地であり、またそれに付随する観光資源であればいいかなと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） もっと具体的な言葉でいただければよかったかなと思います。原生林の繁るというか、ある麻績村の別荘地、聖高原別荘地みたいな極端な文言もおもしろいかなとは思っております。

本当に一朝一夕でできる部分でもないと思いますし、長い間、問題の山積のあった地域でもございますので、今後一つ一つ解決していただきながら麻績の観光資源として活用できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問事項の2つ目にまいります。

中山間地域未耕作対策ということで、幾度となく私も中山間地の荒廃地に関しては質問させていただいています。今回、その中で、中山間地域等直接支払制度についてお尋ねしたいと思います。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年より実施しておる国の施策でございます。第1期対策が平成12年から平成16年、第2期対策として平成17年から平成21年、第3期対策として平成22年から平成26年、第4期対策として平成27年から令和元年、この20年が過ぎて、第5期対策として令和2年から令和6年というのがスタートしているところでございます。この制度は農業生産条件の不利な中山間地域等において集落を単位に農地を維持管理していくための取決め、協定を締結し、それに伴って農業生産活動等を行う場合、面積に応じて一定額を交付する仕組みでございます。この制度導入と経緯について、麻績村としてのメリット・デメリット等をお聞きしたいと思います。

また、農業プラン、農業委員会の活動との連携をどう進めていくのか、お尋ねしたいと思います。

まず、現状把握として、構造改善地、これはもうかなり昔から、30年、40年前からやっております改善地ですが、それと水路改修地での未耕作面積、それと畑の未耕作面積の把握はされているでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 私から、2項目お答えしたいと思います。

まず、構造改善地・水路改修地での未耕作面積についてでございますけれども、農業改善事業、いわゆる圃場整備ですが、麻績村におきましては、昭和52年度から平成11年度にかけて整備が行われてございます。約263ヘクタールが整備されております。水路改修工事につきましては、圃場整備により行われました後、老朽化により機能が低下したものを平成24年度から順次改修を進めております。令和5年度においても実施することとしておりま

す。

未耕作面積とはとのご質問でございますが、例年、農業委員会において行われます農地パトロールにより調査された結果を申し上げます。ただし、農地パトロールにつきましては、荒廃農地という位置づけで、そういった視点で調査をしてございますので、申し上げる面積につきましては荒廃農地としてご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

圃場整備面積、これは農道を含むわけでございますが、約263ヘクタールのうち、令和3年度末時点の面積となりますが、荒廃農地としますと9.2ヘクタールとなっております。水路の整備箇所につきましては、先ほど申し上げたように、圃場整備がされた箇所から順次行っているため、圃場整備、水路改修地の荒廃農地面積は同じものとなります。

続きまして、畑の未耕作地の把握でございます。畑の未耕作地の状況でございますが、先ほど、要旨1でもお答えしましたように、農業委員会による農地パトロールによりまして、荒廃農地か、違うかという部分の視点で調査がされております。申し上げる面積につきましては荒廃農地としてご理解いただきたいと思います。面積につきましては、令和3年度が111.7ヘクタールでしたが、令和4年度は114.3ヘクタールとなりまして、2.6ヘクタールの増加となっております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。非常に広い畑、農地の未耕作ということで、全体の75%が森林の村に対して、この未耕作の土地というものがかなり広大かなと思っております。

そこで、中山間地域等直接支払制度についてお尋ねいたします。

この制度対象となる地域及び農地については、もうご存じかと思いますが、地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等、基準を満たす農地を対象としております。これについての法は全部で9法ありますので、ここでは割愛させていただきますが、対象農地としたら、急傾斜地、田んぼは20分の1以上です。畑、草地等につきましては15度以上の傾斜地を対象としております。また、緩傾斜地ということで、ちょっとなるい傾斜地でございますが、田んぼは約100分の1以上、20分の1未満、畑、草地に関しましては8度以上15度未満というのが一つの基準となっております。また、小区画、不整地な田んぼ、高齢化率、耕作放棄率の高い集落にある農地、積算気温が低く、草地比率の高い草地というような条件

もありまして、かなり細かい部分で認定の数字が出てきておりますが、私の調べた中で、麻績村の中で、中山間地域等直接支払制度の対象となっている農地に関しては、田んぼのみと認識しておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えさせていただきたいと思います。

対象となる農用地につきましては、今、議員おっしゃったとおり、それぞれの要件がございまして、それに応じて協定が結ばれているというところでございます。麻績村につきましては、急傾斜地、緩傾斜地という形で対象となっているということでございます。

また、国で定める対象の農用地でございますが、田んぼ、畑にかかわらずという形で定めがあります。当村につきましては、第1期から田のみとしてきているわけですが、その理由としまして、先ほど申し上げたように、国の示す要綱には地目の限定はないわけですが、しかしながら、この制度の目指すところは、生産条件不利地域がこの交付金を有効に活用しまして、最終的には耕作が維持され荒廃地がなくなるといった形で中山間地域直接支払制度から脱却することが求められています。制度的には、この維持管理は認められているわけですが、そこがゴールではございません。そのことを踏まえまして、村として守るべき農地としての位置づけを、圃場整備がされていまして今後においても維持管理がされまして制度からの脱却の可能性が高い地域を、守るべき農地という形で定めてきました。したがって、畑については今まで対象としていなかったというところがございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 分かりました。ただ、県から出ている資料に関してなんですが、中山間地域農業直接支払事業の実行状況の点検についてという資料が今出ております。今は令和3年度の数字でしか出ていないんですが、その中では、田んぼと畑という区分がしっかりと分かれている資料だもんですから、そこら辺をもう少しはっきりと区別できればと考えております。

また、この支払制度に関しては、集落を単位とする協定を締結しとありまして、5年間、農業生産活動等を継続する農業者という一つのくくりがございまして、国は結構5年という数字が好きで、どの部分にも5年と出ておるんですが、この集落協定と、中には個別協定を締結しているという地域がございまして、当村に関しては、個別協定を締結しているという数

字が載ってきておらないと思いますが、そこら辺の見解、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えしたいと思います。

まずもって全体的な部分をお話しさせていただきたいと思いますが、集落協定、個別協定、それぞれあるわけですが、協定数につきましては、現在、17協定となっております。面積につきましては、102.9ヘクタールとなっており、第4期については18協定、109.9ヘクタール、1協定減で面積も少なくなっているわけですが、議員おっしゃるとおり、当初におきましては個別協定はございません。個別協定につきましては、集落営農とは別に認定農業者及びこれに準ずる者や第三セクターが農地を個別に引き受けて行う活動というような定義がございます。そういった実情は麻績村には現在はありません。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 結構いろんな部分で難しい支払制度でございまして、この集落協定、5年間の協定中にということがありまして、農業生産活動等が行われなくなった場合、原則として協定の認定年度に遡って当該農地についての交付金を返還するという条項がございます。この条項の中で、今まで当村として、交付金は受け取っているが返還という部分の条件はあったのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 返還の実績があったかという部分でございますが、平成12年度から始まった制度でありまして、令和6年度末で第5期の期間が終了するわけでございます。その間、当村におきましては交付金の返還はございません。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 皆さん、一生懸命やっただいただいているのかなと思ってほっとしているところがございます。その中で、第5期の対策の中に、棚田地域振興法というものがございまして、この新法でございますが、当村として、この対象地域はございますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 該当農用地という部分でございますけれども、麻績村におきましては、令和2年度に指定棚田地域に指定されまして19の棚田が認定されております。傾斜20分の1以上で、1段の棚田が1ヘクタール以上ある水田というものが対象となります。中

山間地域直接支払交付金は令和２年度から第５期が始まりまして、棚田地域振興法への対応や前向きな取組への支援強化が図られることとなりました。この棚田振興法の対象の用地は、先ほど申し上げたように20分の１ですか、それぞれ要件がございまして、麻績村におきます17集落の協定全てが棚田地域振興法に該当する農用地となります。

国による支援強化策で、第５期対策から棚田地域振興活動加算金が新設されまして、認定棚田地域活動計画に基づきまして棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算されるものでございます。対象農地につきましては、認定計画に指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に位置づけられる棚田等であって、例えば、20分の１以上の田ですとか、畑であれば15度以上の農地であります。

また、加算を受けるためには、地域振興を図る取組としまして、例えば、棚田オーナー制度による棚田地域振興活動を行う必要があります。棚田加算金を得ている集落は、麻績村においては３か所ございまして、それぞれ、大学生ですとか幼稚園児によります農業体験などの受入れを行っている地域でございます。指定されている対象農地は多いわけですが、こういった活動をされている地域が３地区という形でありまして、３地区以外は、この加算金は得られていないというような状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○５番（飯森寛志君） ありがとうございます。

17地区という部分でというのは、ほぼほぼこの当村は傾斜地のある棚田ということで、非常に耕作しにくいエリアかなと改めて思う次第でございます。

その中でも、この支払制度の中で一つ気になった部分がありまして、景観作物の作付対策にも一つの条件として入っておりますが、中には、この景観作物対策で、約８地域がこれに充当するというので資料には載っておりますが、ここで何か、どんな景観作物を栽培しているのか、お答え願えませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えしたいと思います。

景観作物、こういったものが作付けされているかという部分、ちょっと手元に資料がございませんので、確認をしまして後ほどお答えをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ただ、草を刈っている、耕しているだけだと、いろいろ支障が出てく
ると思います。今の時代ですと、有害鳥獣ということで、少しでも荒れている田畑に関して
は入ってくる状況がございまして、今いろんなところでやられているのが、グランドカバー
プランツ、緑肥用クレムソンクローバーシスルトというような低層の草を、田んぼ、または
畦にまいて、景観を保っていくというように各地域で進めているようです。当村としても、
このような景観作物栽培して、一つの、観光とまではいかないですけれども目の保養になる
ような策をしたらどうかと思います、いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えしたいと思います。

実績は後ほどお答えすることにしまして、景観作物、グランドカバープランツ、緑肥用ク
レムソンクローバーシスルト等々の栽培という部分でございすけれども、集落協定内にお
きまして、景観の保全が、日頃の維持管理によりまして保たれているものと承知をしている
ところでございます。その維持管理で手間がかかるのは草刈りでありまして、かなり重労働
でもあると。中山間地域のような勾配がきつい面が長く続くところであれば、危険も伴
い、草刈りの省力化が求められているところかと思います。

ご提案のグランドカバープランツ、被覆植物でございすけれども、地面を覆い背丈の高
い雑草を抑制しまして草刈り作業の回数を減らすことができるということでございます。ま
た、花などが咲きまして景観的にもよい部分もあると認識をしてございます。しかし、導入
に当たりましては、初年度は経費がかかるとか、また、定着するまでは除草の作業が必要に
なるとか、草刈りの丈を間違えると枯れてしまうなど、費用的、労力的に負担となる部分もご
ざいます。それらメリット・デメリットを考える中で、導入するかどうかにつきまして、そ
れぞれ集落協定内でお話合いがされまして決まるものと考えてございます。

村におきまして、農業者の皆様からご相談があれば、そういったものがあるという形で
ご紹介はさせていただきたいと思います。畦畔の草刈りの省力化という部分では、昨年度創
設しました農業機械等の購入補助金の活用実績を見ますと、令和4年度では自走式の草刈り
機の購入が一番多く、申請数68件中19件でございました。令和5年度につきましても、現
在、年度途中でございますが、35件中16件が自走式草刈り機の購入という形で活用がされ
てございます。景観作物の導入の検討と併せまして、こういった補助金を活用する中で、機
械を導入することで作業の省力化を図り長く維持管理がされることに期待するところでござ
います。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） いろんな部分での雑草対策というのは皆さん頭の痛い部分でございます。少しでも手のかからない対策を当局側としてもいろいろ提案していただければと思っております。

それでは、最後になります。今年度から、農業委員会の委員さんが新しくなりました。そこで、今後、農業委員さん、また、人・農地プラン、この連携と、農業委員さんに対する熱い要望があれば、塚原村長、お答え願えればと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 質問に対してお答えしたいと思いますけれども、農業委員会につきましては、基本的には農地等の利用関係の調整や農地等の利害関係の制限、また、農地の利用状況の調査など農業振興に携わる多岐にわたる業務を行っていただいているのが実情かと思われまます。

現在の農業につきましては、高齢化による離農者が増えていることや、担い手や後継者がいないこと、また、農地に対する愛着を持たないこと、また、基幹産業が水稻の麻績村においては小規模農家では採算性が取れないことなど、各種の課題が重なって遊休荒廃が増加に至っているのは目に見えているところでございます。

農業委員の皆さん方におかれましては、農業の置かれている厳しい状況は把握する中で、麻績村の実情に合った農業振興に向けて、また課題解決に向けて、行政と共に一体となつてご協力いただければありがたいかなと思つているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 昨今、どんどんと農業関連が厳しくなってくる状況でございます。その中で、各自治体とも、農業委員会のあるべき部分が非常に重要視されてきております。当村におかれましても、お互いにしっかりと知恵を出し合いながら、農村経営、農村改革をしていただければと強く思う次第でございます。

これで、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 先ほど、ご質問いただきました景観作物の実績という部分でござ

います。今、確認をしましたところ、景観作物という位置づけではなく、鑑賞用の花を作っている方がいらっしゃる、そういった部分の実績を上げたことによりまして、ご覧いただいた資料に数字が出てきたということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 忙しい中、すみません、ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 5番、飯森寛志議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 宮 川 秀 俊 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、6番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） 6番、宮川秀俊です。

さきに通告しました事項について質問いたします。

午前中質問されました議員と重複する質問要旨につきましては簡略化していきたいと思えます。

まず最初に、1番目の食肉処理施設について。

こちらについては、これまでも質問してまいりました。村内1地区から誘致に参加するというのを踏まえまして村として応募したわけですが、要旨1ですけれども、7月13日に長野市で第2回の検討会が開かれたということであります。当日のテレビニュースの報道、あるいはまた翌日の新聞報道で見たり聞いたりしたわけですが、その点の報道によりますと、明らかになった点は、これまでの中南信地域の候補地は条件を満たす場所ではないとして改めて移転候補地を再募集するということでありました。このことは、実質的に麻績村は不適格な場所であったと受け止めておりますが、これを受けて、村としては、地区の懇談会、済んでいると思います、それから、村民に対しても、改めて候補地として立候補したわけですが、招致については断念せざるを得なくなったということですので、この点、明らかにしてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、検討会の判断を受けて、村民への周知の部分についま

してお答えしたいと思います。

若干、前、答弁をさせていただいた内容と重複するわけですが、経緯から申し上げたいと思います。

食肉処理施設に係る移転候補地の選定につきましては、令和4年9月1日付で長野県農政部長より中南信地域市町村長宛てに、松本食肉処理施設に係る移転候補地の探索についてという依頼がございました。村公式ホームページによりまして松本食肉処理施設移転候補地を村内各地から募集をした結果、1地区から立候補の申出がありまして、県に対しまして麻績村として立候補をしたというところでございます。

麻績村を含めました市町村や長野県農協グループから20数か所の候補地が寄せられ、書類選考で中南信の数か所に絞った上で、目視によります調査が行われてきた結果、それぞれの候補地において課題があり、それを踏まえまして、松本食肉処理施設整備支援検討会におきまして、現地調査実施への移行を一旦見送るということとされました。

令和5年7月20日付でございますが、県農政部長より、移転候補地の再探索についての依頼があり、地下水が豊富で大型河川の付近であり、当初から示されている要件の、敷地面積が2ヘクタール以上確保できること、地下水が利用できること、処理水の河川放流が可能な河川が近隣にあるなど排水先が確保されることとされております。

現時点ではございますが、県から、麻績村が移転候補地から除外されたとの通知などはありません。また、候補地からは除外されていないという部分の説明も受けてございます。今後、検討会において再募集の結果を踏まえまして協議がされるものであり、その結果、移転候補地から除外され、正式通知があった時点で村民の皆様にはお知らせをしたいと考えております。

立候補していただいた地域の皆様が希望されるのであれば、県職員から、移転候補地から除外されるに至った経緯など、説明を求めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） 今、ご答弁いただきました、その7月20日に県のほうからあったということ、正式な通知なんですか。それとも、例えば電話で、麻績はちょっと難しいというような判断だったんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 申し上げます。7月20日付で移転候補地の再探索という部分の通

知につきましては、農政部長よりメール施行でございます。ですから、その段階で、麻績村について有無という部分の説明はない状況でありますので、同じく、第1回目の探索と同じ条件の中で、それぞれ再通知がされたものと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） それでは、正式な通知が来た時点で、地元区はもちろん、村民に対しても周知徹底を図っていただければなと思っております。

要旨2番にいきますけれども、新たな地域振興策の考えということでお聞きします。

私は実質的には、もう食肉処理施設はあきらめざるを得ないと思っておりますので、新たな地域振興策として村民からも期待が大きただけに、失望感も否めない点があります。村内には核となるようなものがないだけに、村としては次なる一手を考えていかなければいけないと思います。耕作放棄地も、今日いろいろ出ておりますが、年々増加している状況でもありますし、この2,500人という小さな村ですけれども、何とか持続可能な村づくりをやっていかなければいけないと思っております。

3番議員から、今日、麻績メッセの話がありました。その中に、出展された精密機械部品の企業の方が、コネクターですか、コードで精密部品を作っている会社がありますけれども、そこは、JAXA、宇宙航空研究開発機構ですか、昨日、H2Aも打ち上げられましたけれども、ISSに使っていただけるようなコネクター部品もやっているということでもあります。いろいろこういう小さな村から世界に発信できるようなものが出ておりますので、村としても、ぜひ応援して、新たな振興策というものを考えていただきたいなと思っておりますが、その点いかがですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

今、議員の言われるとおり、食肉処理施設の移転建設につきましては、地域の皆さん方のご理解の下に誘致に手を挙げさせていただきましたが、さきに課長よりご説明申し上げたとおり、候補地として条件的にクリアが難しいと、強いて言えば、道路、面積、処理水の河川放流等の処理については、これは問題ないわけでございますけれども、一番の地下水について、なかなか難しいというような形の中で、新たな候補地を募集しているというようところでございますが、たまたま、そういった中で、県のほうの担当のほうからの説明の中には、候補地から外れたわけではないと、实际的に、今の募集している新たな候補地が、

出てくるか出てこないか、また、その候補地が出てきても、やっぱり住民のコンセンサスが得られるかどうかというような形の中では、最終的にここというような形で絞らせていただくというようなことでございますけれども、その前の間においては、候補地の一部だというようなことでございますけれども、今、議員がおっしゃるとおり、そういった新たなものを募集するということになれば、かなり難しいのかなというような気持は持っているところでございます。

新たな地域振興策といっても、なかなか難しいところでございますけれども、やはり、村内企業の、そういった部分についての支援をすることはやぶさかではございませんし、また、今後におきましても、アンテナを高くして、地域の活性化につながるような企業誘致というような部分も今後模索していかなければと思うところでございます。

こういった情報の中には、よく、メール等で入ってくるのは、面積何十ヘクタールとか、面積的にどれがどうだというような、ある民間会社の、こういった候補地はないかというような、そんなメールの問合せもあるというようなことでございますので、そういった部分をしっかり把握する中で、今後についても、そういった優良企業の誘致に、幾らかでもできればというようなことで今後も努めてまいりたいと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） それで、新たな振興策等、なかなか出てこないという実情があると思います。私も、いろいろ考えましたけれども、資料を集めるに当たって、今月5日付で更新されたものですが、長野県の産業労働部産業立地・IT振興課というところがありまして、おためし立地チャレンジナガノ、市町村との競争により地域課題解決に取り組む企業を募集しますという項目がありました。これは、長野県が市町村と企業と課題をマッチングして地域課題を解消していこうということで、今月、ちょっと日付は詳しく覚えていませんが、20日過ぎだったと思いますけれども、この会があるようですので、村も注目していただいて、もし、どなたか職員の方お一人でも参加してみたいかと思っています。こういったことに関しまして、いかがですか。ちょっと提案になりますけれども。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、ご説明のとおり、長野県と企業をマッチングさせるというような形、そういった形の中で、やはり、麻績村のこういった環境条件が合えば、そういった企業

も麻績村に目を向けてくれるというようなこともあろうかと思います。ちょっと私、そういった資料等を見ていないもんで分からないわけですが、そういった形の中で、やはり、麻績村の有益につながるというようなことになれば、そういった講習会や、あるいは説明会等々へも担当職員を派遣する中で、そこから一步でも前進できればと思っていますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。今月中旬、20日過ぎだったと思いますけれども、よろしくお願いします。

それでは次、2点目、防災・同報無線の更新についてということでお伺いします。

まず、要旨1、8月19日に落雷による影響があったということで、過日の議員の連絡会の中で報告を受けました。8月19日村内のゲリラ雷雨、あるいは土砂崩落とか大雨による篠ノ井線の運行規制等ありまして、夕方から大変混乱したわけではありますが、そのときの連絡会でのお話によると、城山の無線中継局に落雷があって、放送設備への支障、それから、各浄水場の制御盤への損傷、また、雨量計の故障という多くの被害を受けたと報告を受けましたけれども、これからも、まさに今夜あたりから台風も来ていますし、災害シーズンになりますが、自然災害による非常電源の確保、あるいはバックアップ体制というのはどうなっているのかなと、停電時の対応についてお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうから、無線関係の落雷による影響についてお話をさせていただきたいと思います。

連絡会でもお話をさせていただきましたけれども、8月19日午後4時頃の落雷の影響によりまして、無線の城山中継局の発電機が損傷し、同報無線及び移動無線の通信が不通となっております。これによりまして、19日の夜から定時の同報無線の放送が流れないという状況に陥りました。また、電力が供給されず中継局の各バッテリーが消耗する事態ということになっております。同報無線の復旧を最優先にしまして作業を行いまして、21日の夜から同報無線の放送を再開しております。

通常の停電であれば、停電が発生した場合には自動的に発電機が作動し運転をするわけですが、今回は、落雷の影響によりまして発電機が破損したため通信が不通となったものであります。現在は、防災無線及び同報無線は完全に復旧状態となっておりますが、今

回は落雷の影響によりまして、施設への送電線から発電機に過電流が入ったことが原因と見られまして、破損箇所は発電機のみで、幸いにも機器等に大きな損傷がなく安堵をしたところでございます。

今後の対策としましては、まずは故障した箇所の修理または取替えを行いまして、今後同様の事態とならないよう、経費にもよりますけれども、避雷器や免電ブレーカーの設置などを検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） ぜひ、これからもこういう事態は起こり得ますので、バックアップ体制をしっかりといただければと思います。

では次、要旨2番ですけれども、デジタル化の対応予定ということでお聞きしますが、これは、昨年12月、3番議員のほうからも同様質問をされております。そのときの課長の答弁においては、これから検討していかなくてはいけないということでありましたが、それから、平成16年ですか、この運用を開始しておりますが、もう20年近くたつわけです。また、この同報系について言えば、麻績村はアナログを使っております。長野県下でも5つの自治体しかありませんが、これから更新していく上で、大変こういったものには多額な費用がかかりますけれども、これこそ、私は村のDX戦略の一環として積極的に進めていくべきだと思いますけれども、現在何か進捗した話とかは出ておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） お答えさせていただきます。

昨年の12月にも議員の中からご質問がありましたが、当村の同報無線の電波につきましては、新スプリアス規格の範囲内であるため、当面は現行の設備の利用が可能ということになります。しかしながら、使用期間も19年を経過し、設備の老朽化による改修の必要な箇所も出てまいりました。そこで、今年度は、デジタル型対応の操作卓の更新を行っておりまして、デジタル化へ向けて進めてまいりたいと考えております。

また、移動無線につきましては、当村のシステムはデジタル方式であります。新スプリアス規格外となっております。当初の移行期間は令和4年11月30日までとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響による無線設備の製造や移行作業に遅れが生じていることから、当面の間、延長されることになりました。しかしながら、今後、再度移行期限が示され、その期限内には更新が必要となってまいります。

いずれにしても、近い将来、数年後には更新が必要となつてまいりますので、大きな経費も必要となりますので、計画立てをしながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） 一刻でも早く更新していただきたいという気持ちがある一方で、この人口規模から将来予測等を踏まえて、私はちょっと、財政措置も含めて、どういったものがあるのか考えていただければと思います。

昨年8月、消防庁の防災情報室というところで、災害情報伝達手段の整備等に関する手引というのがありまして、災害情報伝達手段に伴うアドバイザー派遣という項目があります。これは、各市町村の職員に対して技術的提案や助言を行うということに、財政措置についても当然資料があると思いますので、こういったものを参考にして、私は事業を進めていっていただきたいと思います。

それでは次に、3番目、若者定住促進住宅の今後ということでお伺いいたします。

これは、平成23年9月に、麻績村はこの定住促進住宅管理条例というのでできております。その中で、入居期間としては15年ということでありまして、また、高校へ通学する場合は在学中に限り入居を延長することができるとなっておりますが、もう入居期間としてはだんだん近づいてくるお宅がありますが、退去の際は1か月前に報告をしないといけないことになっておりますが、その入居満了が近づいてきた場合は、どの程度、居住者に対して通知が行われるのか、お伺いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 入居期間満了される方の事前通知はというところでございまして、先ほど、議員おっしゃった内容と重複するわけですが、一連のものを申し上げたいと思います。

若者定住促進住宅の入居許可期間でございましてけれども、入居指定日から起算しまして15年、または中学生以下の子供と同居している期間とされております。ただし、同居の子供が若者定住住宅から高等学校へ進学する場合は在学中に限り入居を延長することができるとされております。それぞれの世帯構成によりまして入居許可期間も変動するものでございます。毎年、家賃算定に係る提出資料につきまして、世帯員の状況報告がされるものでありまして、そこで世帯の状況も把握することが可能であります。入居許可とされる期間の満了日が迫る世帯につきましては、事前に通知をすることを検討しております。通知につきましては、年

末に報告がされるものですから、それ以降という形になるかと思いますが、いずれにしても事前通知を差し上げたいなと思っているところでございます。

住宅困窮などの特別な理由がある場合につきましては、入居許可期間を延長することができるものとなっているということもございます。その場合には、家賃が通常家賃から特例家賃とはなりますが、引き続き入居をいただくことは可能でございます。特例家賃の一例を申し上げますが、世帯所得300万円未満の世帯では、通常家賃が2万4,000円のところが4万8,000円となります。世帯所得300万円以上600万円未満の世帯では、2万8,000円が5万6,000円となるものです。特例家賃とはなりますが、引き続き入居が可能であるという部分について、周知が不足しているという部分、否めないわけでございますが、今後におきましては、入居されている皆様に機会を捉えましてお知らせしてまいりたいと思っているところでございます。また、入居者の皆様においては、事前に、そういった場合はご相談をいただければと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） 要旨2のほうに入りますけれども、その特例家賃ということに関しても、制度的なものは、村のほうから、こういったものがありますということで通知をいただければと思います。今住んでおられる方が、将来不安を抱かないような政策をお願いしたいと思います。

取得希望者、それから、村内居住を引き続きしたいということで、中にはおられますけれども、昨年か今年、ちょっと私も定かではありませんけれども、本町地区の住民へのアンケート調査、あるいはまた、この間の村長懇談会での要望とか意見を踏まえて、どのような施策を考えていくのか、例えば、条例を改正していくのか、分譲型にしていくのか、その点も含めてお聞きします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えしたいと思います。

現在入居されている若者定住促進住宅でございますが、それ自体を購入したいというようなご意見があることは承知しております。しかしながら、移住相談会などを実施する中で、継続的に移住者を迎え入れるに当たりましては、こういった若者定住促進住宅などの受け皿は必要となつてまいります。したがって、現時点では若者定住促進住宅を売却する予定はございません。

次に、村内に居住を希望されている方の対応策という部分になろうかと思いますが、若者定住促進住宅にお住まいの皆様を対象として行いました、先ほど議員おっしゃったようなアンケートでございますが、その結果を見ますと、麻績村に住宅を建てる場合の立地として、学校や駅までの距離が1キロメートル以内の場所を望んでいる方が多い結果となりました。そういった結果を踏まえまして、利便性の高い地域に、小規模ではありますが、住宅分譲地の造成について今後研究をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） 売却予定はないということで、引き続き麻績村に住みたいという方には、今、課長おっしゃられましたが、住宅分譲を考えていくということでありますので、ぜひ、その点も考えていただければよろしいかなと思います。

では、次の質問に移ります。

4番ですけれども、生成AI、人工知能の中でもChatGPTというのが今年からよく耳にしたり目にしたりするわけであります。いろんなメリット・デメリットについてありますけれども、私は、学校での活用、中学生を対象として、小学生はちょっと早いのかなと思っておりますので、中学生は今、タブレット端末をGIGAスクール構想で、どこでも同じですけれども、1人1台端末、あるいはSNS発信であったり、Zoomの学習であったり、なかなか今の子供たちはすんなりと入っていけるのかなと思っておりますので、その点、学校に導入していくのか、あるいは、ある程度網をかけていくのか、その点、教育長にお伺いします。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員ご指摘のとおり、生成AI、ChatGPT、これは人間のように自然な対話形式でAIが答えを出してくれるというものであります。この急速な普及に伴いまして、文部科学省では、7月によりやく暫定的なガイドラインを作成しまして、国としての考え方を示したところであります。

ChatGPTのメリット、あるいはデメリットを検証して、限定的な利用から始めることが適切で、特に小学生には慎重な対応が必要であるというふうにされています。麻績小学校、筑北中学校におきましては、7月4日付文部科学省からの通知、初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン、これを周知したところであります。今

後、ガイドラインにつきまして、まず、教職員の研修を行った後、児童・生徒への指導に活用していくということを現在のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） これは、今年、夏休みの前に、C h a t G P Tを使って読書感想文を利用したりとか、文書作成をしたりというような宿題をやるというような報道もありましたけれども、やはり、非常に便利なものである半面、怖さも感じております。

小学校も使い始めているというような報道もされておりますけれども、やはり、みんな暗中模索状態じゃないかと思っております。ぜひ、これから多分こういうものも使うようになっていくんだろうなと推察はされますけれども、子供たちの学習発達、また、利用に関しては、先ほど申しましたとおり、少し慎重になって利用を考えていただきたいと思います。

それから、2番目の行政事務について、活用の考えということで、これも、午前中、3番議員からもありましたので、簡略化して質問いたします。

私は行政に関しては、これは結構使い勝手がいいんじゃないかなということで、先月から東京都庁でも活用がスタートされたというようなニュースも入っておりますので、村役場においても文書作成等に利用できるのではないかなと思っておりますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 先ほど、3番議員にお答えしたとおりであります。行政情報を学習させた行政専用のC h a t G P Tが出てきているわけでございます。これについては、登録により自治体職員や議員は無料で利用できるということでもありますので、このような状況から、文書作成の手助けをしてくれるツールとして利用を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） 随時、いいものは利用していただいて、業務負担がないようになっていけば、私はいいかなと思っております。

それでは最後に、マイナカードについてお伺いいたします。

マイナンバーカード保有率による地方交付税への影響についてお伺いします。

1 番議員から、村内の交付状況、それから取得率がありました。そもそも私は、マイナンバーカードは取得に関しては任意であると今も引き続き思っておりますけれども、いつの間にか、総務省が交付率、取得率を上げんがために、地方交付税に反映させるというようなことを言ってきました。それで、午前中の答弁をいただいた中で74.96%であるということでしたが、麻績村への地方交付税への増額はあったのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃられたとおり、国では、今年度の地方交付税、約17兆円のうち500億円を令和5年5月末時点において、マイナンバーカードの保有率が73.25%を超える572市町村に保有率を考慮して上乗せ交付をしたとしています。県内においては、10町村が対象となっておりますが、麻績村においては保有率が70.73%でありまして、上乗せがなかったという状況であります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） 昨年来から、マイナカード取得については、役場職員、特に住民課の皆さん中心に熱心にやられてこられたということですが、今朝聞いたのは74%であるが、5月時点で73.25%にならなかったのも、麻績村には交付税措置は、配分の上乗せはなかったということですか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今、議員のおっしゃられたとおり、上乗せがなかったということでもあります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） 大変残念といいますか、一生懸命やってもらった皆さんには、ちょっと、何といいますか、がっかりした面があったのかなと思っています。

では次に、最後になりますけれども、トラブルによる総点検の実施ということで、こちら、午前中、1番議員からもありましたけれども、交付者1,901名ということですが、この総点検の実施は、具体的に単独で行われたのか、あるいは複数で行われたのか、この点をお聞きします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、総点検の関係でお答えします。

まず、こちらは、総点検自体は国が行うことでありまして、それに伴いまして、まず、総点検の対象になるかどうかということで、国からの通達で、県を通してマイナンバー情報の連携関係の実態調査というものが行われました。この調査につきましては、ひもづけそのものが、村が調査するものではなく、基幹業務システムと住基システムとの間の自動連携により、マイナンバーを取得する機能があるかどうかという観点で調査の対象になりまして、当村のシステムにおいては全てが自動連携されているものですから、そのような回答をしてございます。それに伴いまして、9月6日におきましてデジタル庁が発表した総点検の対象の自治体の中には当村は含まれなかったものですから、総点検の対象自治体ではないという結果に至りました。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川秀俊議員。

○6番（宮川秀俊君） 私、ちょっと誤解していた面があります。6日付の新聞によりますと、マイナ総点検が全国332自治体にも上っているということで、麻績村は対象外ということでありましたので、了解しました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 6番、宮川秀俊議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開は2時40分とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ再開いたします。

◇ 清 水 清 君

○議長（峯村賢治君） 7番、清水清議員の一般質問を許可します。

清水議員。

○7番（清水 清君） 7番、清水清です。

さきに通告いたしました3項目について、一問一答形式でお尋ねいたします。

どこの市町村も人口減少対策に苦慮しております。当村も同様な状況に変わりはありませんけれども、住宅政策等の功も奏し、令和4年では東筑摩郡唯一の社会人口増であり、減少傾向ではありますが、多少希望の持てる、そんな状況と認識しております。

そんな状況を踏まえ、初めに、麻績村の高齢者を中心とした福祉、健康づくり政策について現状どう受け止め、どのような取組をされているか、また、その結果、どのように表れているかについてお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうから高齢者福祉と健康寿命延伸に向けての村の対応についてお答え申し上げます。

高齢者福祉につきましては、第7次麻績村振興計画分野別基本計画の高齢者福祉での主な施策方針といたしまして、4点を掲げました。

1つ目が、高齢者が安心して暮らしていけるよう地域で支え合う体制の実現。

2つ目が、ライフサイクルに沿った生活習慣病の発症予防と重症化予防を図るため、関係機関と情報共有しながら介護予防、生活支援サービスの実施。

3つ目が、自立生活を支援するサービスの提供。

4つ目が、認知症サポーターの養成や成年後見制度利用支援事業など、地域で支えるための取組の4点を掲げました。

目指す姿といたしまして、「可能な限り住み慣れた地域で生活し、ここで暮らせてよかったと思える村」を目指しているところでございます。

続いて、健康寿命延伸について申し上げます。

心身の健康の維持増進と、地域とのつながりや高齢者自身が自立した生活を送れるためのサポートなど、福祉の視点での支援が必要だと考えているところでございます。

まず、心身の健康の維持・増進につきましては、65歳以上の前期高齢者の皆様には、国保の特定健診の受診勧奨を、75歳以上の皆様には、すこやか後期高齢者健診の受診をお勧めいたします。健診実施時の問診の際、心配事などをお聞きしている状況でございます。

人間ドックの受診者の方にも補助金交付事務の際、検診結果などにつきまして、保健師が

可能な限り対面で説明をいたしまして、必要があれば結果の改善に向けた指導を行い、生活習慣病の発症予防と重症化予防に向けた取組を行っているところでございます。

また、運動機能の低下が心配される方につきましては、介護予防事業の紹介を行うなど、対象者に合わせた指導を保健師が行っているところでございます。

地域においては、麻績村社会福祉協議会に事業の委託をいたしまして、各地区公民館での生活習慣改善教室や、交流センターや福祉センターなどでの各種教室を開催しております。この各種教室に参加することにより、地域の仲間とつながりや心身の健康の維持に役立てていただいている状況でございます。

このように参加することから、高齢者の不安に寄り添い、支援が必要となった際に素早く支援体制が組めるよう関係者が協力し、情報共有しながら高齢者の支援に取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） ただいまご答弁いただきましたけれども、第7次振興計画に従って事業を推進していくと。そして、言われております、私はその点については問題ございませんけれども、ぜひ検証をして、改善すべきは改善し、そして修正し、高齢者は年代別には割合我慢強い人が多い世代だと認識しております。したがって、その辺のところを寄り添う形でお願いしたいと、こんなふうに思うわけでございます。

また、ただいまの説明と一昨日の令和4年度の決算を説明いただき、おおむね理解をいたしました。各年代層に応じてきめ細かく対応されていると感じましたし、健康指導もされ、あとは自己責任による健康管理が重要なことも感じたところでございます。健康であれば医療費も抑えられるわけございまして、財政負担も抑制できるわけでございます。今後においても、早期な対応で安心して暮らせる、そんな取組をお願いしたいと、こんなふうに思っているところでございます。

また、過去には村民の健康増進に向けて健康診断を早期に受けていただき、初期の対応等を政策的に取り組んできた時分もございます。そして、民生委員の方、保健補導員の方々のご尽力も大きな力となっているということもあり、感謝の気持ちでございます。

次に、麻績村福祉センターの運営利用状況についてお尋ねいたします。

昭和52年、湯元権利者や地元宮本区のご理解をいただく中で、麻績村福祉センターが開設され、45年が経過いたしました。日々100人前後の方が利用されており、利用料も安価で、

また、優待券の発行、高齢者送迎バスの運行もあり、個人の受け止めの価値観の相違はあるものの、利用者の評判もよく、高齢者の健康維持、高齢者福祉に貢献していると私は思っております。

高齢者の生きがいのある場でもあると思いますが、今後も継続・維持していくか、お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

福祉センターの運営につきましては、高齢者の福祉施設として、高齢者の皆さんが入浴等気軽にご利用いただけるように、また、併せて高齢者の皆さんの福祉送迎バスの運行も行っているところでございます。健康維持や、生きがいである交流の場として施設を活用いただければと運営に努めてまいりましたところでございますけれども、近年は、入浴に訪れていただく皆さんも、家族連れから高齢者まで幅広い年層の皆さんにご利用いただいていると認識をしております。

今年度は、ご利用される皆様方の要望に合わせまして、駐車場の整備も進めさせていただいておりますが、今後におきましても、多くの村民の皆様方にご利用いただけるよう福祉センターの整備、また、運営を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 福祉センターの担っている役割も大きいと理解しております。社会参加に向け、長寿命にも向けて、さらなる事業の推進をしていただきたいというふうに思っております。

次に、7月下旬に新聞報道で、令和3年県民の健康寿命が男性も女性も全国1位との報道がございました。

そこで、村民の平均寿命と健康寿命は何歳か、男女別に教えていただきたい。また、差し支えなければ、麻績村の県下での順位も教えていただきたいと思っております。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうから村の平均寿命年齢と健康寿命年齢についてお答え申し上げます。

初めに、平均寿命年齢の答弁の数値でございますが、こちらは、令和5年5月に厚生労働

省から発表されました「令和２年市区町村別生命表の概況」というのがございます。そちらからの引用数値になることをご承知おき願いたいと存じます。

この市区町村別生命表は、国勢調査による日本人の人口、国勢調査年を含む前後３年間の動態統計を基に、５年ごと厚生労働省で作成、発表しているものでございますので、どうしても令和２年の平均寿命等になりますので、ご承知おき願いたいと思います。

まず、日本全国の平均寿命でございますが、男性が８１．５歳、女性が８７．６歳。長野県でございますが、男性が８２．７歳、女性が８８．２歳。その中で麻績村でございますが、男性が８２．５歳、女性が８８．２歳となっております。県内順位でございますが、麻績村、男性は５２位、女性が４５位という順位となっております。

続いて、健康寿命でございますが、こちらは、長野県地域包括ケア構築状況調査というものがございます。そちらからの引用の数値となりますので、ご承知おき願います。

この調査結果では、令和４年の健康寿命でございますが、長野県が、男性８１．１歳、女性が８４．９歳。麻績村が、男性８１．７歳、女性が８２．３歳。県内順位でございますが、男性が１９位、女性が７０位という結果となっております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○７番（清水 清君） 長野県の数値は、新聞報道と多少違います。それは調査機関の相違だというふうに思っております。麻績村の男性は県平均を多少上回り、女性は県平均を２歳以上下回っておるというふうな結果かと、今の数字を聞いて感じたところでございます。ちょっと意外でございました。過去には、麻績村のこういう平均寿命とかそういうことが公表されてきていないような気がしています。したがって、割合と、これは人口減少にも影響がある問題だと思います。

県の発表だと、長野県が長寿県であると。その要因は、高齢者の高い就業率、そして、野菜取得量の多さ、健康ボランティアによる自主的な健康づくりの取組が功を奏し、医師、保健師、管理栄養士など専門職の尽力の結果だと分析されておりました。いずれにいたしましても、健康で長生きしていただく自己努力と、知恵を出し合い頑張らなければならないというふうに感じたところでございます。

防災行政無線で午前１０時に体操の放送が流れます。現在も村民の高齢者の中には、毎日実施されている住民もおおいでになりますし、過去には、健康と福祉の集いとして開催した時期もございます。イベントを開催しろということを言っているわけではなくて、提案をさせて

いただきたいのですが、健康寿命年齢等、長野県と麻績村との対比をし、今のタイムリーな時期に広報紙、あるいは公民館報で村民に情報発信をし、さらに関心を持っていただくようなお考えはないでしょうか。お尋ねします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 先ほど申し上げました健康寿命の件でございますが、あくまでこれは調査からの結果でございます。

ですので、これが正しいかどうかと言われますと、正しいとも何とも、オフィシャルの数値ではございません。先ほどの平均寿命は、厚生労働省が出した正式な発表数値でございますが、健康寿命につきましては、こちら各市町村が調査した結果でございますので、これによって今現在、男性が長野県下では19位、女性が70位という結果ではございますが、以前、平成29年の健康寿命、これが平成28年度の高齢者社会白書という公式な文書の発表があるんですが、そのときでの国の健康寿命は、男性は71.19歳ですので、それで女性が74.21歳というのが健康寿命でございました。

ですので、麻績村としては、元のデータも古いですがけれども、それに比べればかなり高いほうで、長野県自体も元から健康寿命が高いところですので、正式なものが、再度新しいものが出てきたら、それを発表して正しい数値を公表していくような形で対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 調査ですので、その調査機関によって違うことは、理解はいたしますが、女性の健康寿命の年齢が県平均よりも2歳下回っているということは、私はちょっと意外だったんです。そういうような状況で、健康に関心を持っていただくように、なかなか若い人との層とは違いますので、広報紙だとか館報だとか、そういうところで意識改革といいますか、情報提供をして健康維持に努めていただきたいというような、関心を持っていただく方法はいかがかというふうに提案したところでございます。いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 今、私の数値はあくまで過去のことを言ったまででした。大変失礼しました。ですので、今清水議員おっしゃったように、皆さんに関心を持っていただくように広報等を重ねていきたいと思います。

例えば、各地区から出ている区長さんであったり、保健補導員さんの会議で、その際に数

値を皆さんにお示ししながら、また、来年になれば令和6年度のがん検診などのお知らせがあるものですから、その中にこのように皆さんに健康に興味を持っていただくように工夫をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

人生100年時代という言葉も言われ出しております。今後も、長寿命、健康寿命延伸に向けて対応を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、高齢者の移動手段、送迎バスについてお尋ねいたします。

この問題は、他の議員からも度々出されておりますし、私も質問をさせていただきました。庁内での検討が終了され、現在、村民代表者を交えて審議をされているという、以前ご答弁をいただいたわけでございます。現状は、どんな状況でございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

6月21日に、第1回目の麻績村営バス運営審議会を開催し、運行の見直しの検討を始めております。

現在は、7月上旬から8月中旬まで、村営バスの利用者の意識調査としましてアンケートを行い、取りまとめをしているところでございます。今後、運営審議会を開催して、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 平成23年10月より地域循環バス路線の新設、そして、村内を小まめに運行し、従来のバス路線以外の方の利用も多かったと記憶しております。現在、10年以上が経過する中で、運行経路も変わったと思いますし、路線以外の、いわゆる交通手段の不便な方の足として利用をいただいていたと理解をしております。

今回の見直しで、筑北村、坂北、本城地区のように、前日までの予約での変則のデマンド方式の導入はしていただけないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） お答えさせていただきます。

筑北村につきましては、隣の村でありまして、様々な点で当村の状況と酷似しています。こういったことから、筑北村で実施している方式について、麻績村においても研究をする必要があるということで考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 今の答弁だと、研究をしているというような状況でございます。

恐らくこの審議会で、今ここで答弁を求めるとするのは酷かもしれませんが、県の方針、また、免許証返納者対策、高齢者の交通事故防止対策など視野に入れていただいて、中山間地域の方々は生活がしにくいという現状もございますので、ぜひとも内容をご検討いただきたいと。

また、子ども議会では、スクールバスの導入の希望の意見もございましたし、近い将来、村内の交通弱者に対する対策を検討しなければならないという必要が出てくるというふうに思っております。麻績村に住み続けられるためにも、強く希望をいたします。

次の質問に移ります。

社会福祉法人麻績村社会福祉協議会への補助金についてお尋ねいたします。

社会福祉法で、市町村に社会福祉協議会の設置が義務づけられて、住民の福祉の向上に向けて相談事業、地域活動支援介護保険事業等、身近な立ち位置で、安心・安全に暮らせるよう地域貢献をされていると理解しております。

そこで、今議会に報告案件として、社協の令和4年度の決算が報告されました。決算額を見てどのように分析されているか、お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうからご答弁させていただきます。

議員おっしゃるように、社会福祉協議会におきましては、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として位置づけられ、当村の地域福祉を推進する中核的な団体として認識をしているところでございます。

それで今回、本議会の報告第1号 令和4年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告についてご報告したとおり、令和4年度の収支差額につきましては、マイナスの1,300万円余りとなっております。基金を1,300万円取り崩して、令和4年度を乗り越えたという状況でございます。

こちらの収支差額の主な原因として、こちらで分析しているところにつきましては、収入

におきましては、コロナ禍によりデイサービス事業などのサービス利用者の減少に伴いまして、事業収入の減。また、支出におきましては、光熱水費等の物価高騰による事業支出の増によるものが主な起因だと推測しているところでございます。

あわせて、今の情勢を見ますと、社会福祉協議会を利用する高齢者人口の減少、また、通所サービスから訪問サービスへの利用者サービスが変化していること、また、在宅介護期間が短期間になりまして、施設を利用する入所時期の早期化などがありまして、デイサービスを利用するより早く施設に入ってしまうであつたり、通所ではなく訪問サービスを利用するという方が多く見受けられます。

このような状況ではありますが、地域福祉の推進を図り、当村の地域福祉を維持するため、本議会の一般会計の補正予算、本議会であります、そちらに麻績村社会福祉協議会経営改善補助金といたしまして、1,000万円の補正予算計上をいたしました次第でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 今議会に補正予算で経営改善補助金として1,000万円計上されております。理解をしているところでございますが、当初予算での補助金額は、地方交付税での福祉活動専門員の算定数字を補助金額としていると思うけれども、東筑摩郡4村の補助金額を調査してみる考えはないか、そしてまた、その結果を参考にして当初予算で補助金額の増額の考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 来年度の当初予算への計上でございますが、来月10月に理事者ヒアリングがございます。その中で、当地区、ほかの村の社会福祉協議会の補助金の状況等をお伝えしまして、それで今後、財政サイド、理事者のお考えなどを踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 社協の任務の中には、赤十字麻績分区、共同募金事務局、遺族会事務局、障害者協会、手をつなぐ育成会、ボランティア協議会など、そのほかお金を生まない事業も社協は地域貢献しております。今のお話だと、当地区4村、他の4村を踏まえ、理事者ヒアリングでということでございます。期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

また、新聞報道では、現在の燃料の高騰、物価高の影響により、このまま推移すると数年内には3割弱の介護事業者は、倒産をはじめ事業撤退をすると予想されております。

なぜならば、介護報酬は国によって決まっているからで、事業者の単独の料金設定や割引ができないというようなことからだそうでございます。ぜひとも、第一線で高齢者に接している社協のためにも奮闘いただきたいというふうに思うわけでございます。

次に、第9期の介護保険計画と介護施設の指定管理についてお聞きいたします。

第8期介護保険事業は今年度で終わりますが、現況の分析についてはどのように受け止めているでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、第8期介護保険事業計画での、今の分析についてお答え申し上げます。

こちらまだ、今現在は第8期の途中でございますので、令和4年度末までの現況等の分析をお答え申し上げます。

令和4年度末の要支援の認定者数が98名、要介護認定者数は157名、合計255名の方が介護認定者となっている状況でございます。

それを踏まえまして、第8期介護保険計画最終年度の途中分析を申し上げるということで、ご承知おきます。

まず、1つ目といたしまして、介護保険の認定率、認定者数についてでございます。

まず、認定率につきましては、第8期の計画値に対しまして103%ということで、若干微増となっている状況でございます。毎年40名から50名ほどの方が新規の認定者ではいらっしゃるんですが、死亡されたり転出されるなど、各年の認定者数はおおむね250名前後で推移しているという状況でございます。

また、65歳以上の第1号被保険者の方は、僅かではございますが減少傾向にありまして、65歳以上の独居、老々世帯が多く、認定者数、認定率ともに同程度の数値で推移されているということで、今現在は分析しております。

また、2つ目に、総給付費についてです。

令和3年度、4年度ともに計画値の90%前半で、おおむね見込みのとおりに推移している状況でございます。令和5年度も、事業所の新設、施設の増床など、大幅な給付費増につながる動きはないため、令和3年度、4年度と同様に推移していけば保険料算定基礎数値として検討材料につながると考えているところでございます。

3 番目でございます。地域支援事業（介護予防）などについてです。

コロナ禍におきまして、事業開催が困難な状況ではございましたが、社会福祉協議会などの事業所の皆さんが開催方法などを工夫して、継続して介護予防に努めていただいたというふうに分析しております。

続いて、4 番目でございます。成年後見制度でございます。

高齢者の生活形態の変化、例えば身寄りがいないなど、そのような成年後見制度の必要性が増しているというふうに年々見受けられているというのが、今現在の分析でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7 番（清水 清君） ありがとうございます。

おおむね理解できますし、続いて第 9 期、令和 6 年から 8 年の介護保険計画の工程、ロードマップと申しますか、それはいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、第 9 期のスケジュールについてお答え申し上げます。

先月、担当者間ではございますが、第 9 期介護保険計画策定準備会議を開催いたしました。その中で、第 9 期の見直し予定箇所、今後の工程案を調整いたしました。

見直しの予定箇所としては、保険料につきましては、今現在 9 段階まで保険料の階層があるんですが、今後、第 9 期では合計所得が 320 万円以上の第 9 段階の部分の方を、合計所得ごとにもう少し細分化される予定であるという県からの案がございました。

また、介護保険給付費の通知について、費用対効果が見えにくいものですから、こちらが今まで主要事業だったものから、今度はそちらを主要事業から除外して、任意事業に位置づけるという見直しが行われます。

また、住宅改修の点検、福祉用具の購入・貸与調査につきましては、事業効率化を図るために「ケアプラン点検」という名前に統合するということに見直しがされます。

また、介護と医療情報との情報の突合、縦覧点検の重点化。ですので、介護だけではなく、医療と介護のデータを基に、その人たち 1 人ごとの様子を見るというところを重点化していくというふうに見直しをします。そのような変更点等について情報共有を行いまして、今後の計画策定スケジュール案を確認しました。

現段階でのスケジュール案といたしましては、10 月、12 月、令和 6 年 2 月に、介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会を開催いたしまして、その後、介護保険運営協議会

においてご審議いただきまして、令和6年3月定例会に麻績村介護保険条例第2条、保険料率の一部改正を上程する予定で、今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 今回の第9期の計画では、団塊の世代が後期高齢者を迎えるという状況の中で、介護認定者の今後の推移に今注目が集まるわけですが、先ほどの説明だと、計画よりも若干介護度の関係は多いけれども、ほぼ横ばいというようなお話でございましたので、理解をいたします。

介護保険制度は、みんなで支え合う制度です。特に、導入時には国で言っていたことは、利用者が選択できる、いわゆるそれが国のうたい文句でございまして、それから契約というような時代だったというふうに思っております。

そこで、ご要望といいますか、検討の一つにさせていただきたいのは、現在の介護保険特会では、近年歳出ベースで見ますと、4億5,000万円前後で推移をしておるというふうに思っております。令和4年度、基金として1,000万円積み立て、令和4年度末現在の介護保険の基金といたしましては6,600万円ほどあろうかと思えます。

年金受給者は、年金の支給額は減少されておりますし、現在、物価高騰による厳しい生活も余儀なくされている方も多いと推察いたします。保険料決定には社会生活状況を推察され、対応を望みたいというふうに思います。

次に、デイひじりの今後の指定管理の意向についてお尋ねいたします。

一般事務組合、松塩筑木曾老人施設組合が、令和2年度末でデイ事業から撤退されました。平成6年、特養老サンライフおみに併設され、当時、4か村の在宅高齢者を対象に健康維持を目的に利用をいただいた福祉施設であります。まだどこの村にも、この近郊ではデイサービスがない時代でございました。令和3年度から麻績村が事業を継続され、村社協に指定管理をされまして、今年度末で3年間の指定管理が満了を迎えるという状況かと思えます。

今後、どのように見込んでいるかお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えをしたいと思います。

デイひじりににつきましては、松塩筑木曾老人施設組合が運営されていた施設を麻績村が引き継ぎ、運営をしております。

利用者さんにおきましては、北部3村の受入れを可能としておりますし、現在も筑北村の

方、地方の方にも利用していただいております。

また、運営日につきましては、年末の31日と元旦が休業となるだけで、土日、祭日、お盆においても運営を実施しております。

利用者さんにおきましては、ご家庭の状況から施設の選択肢ができることから感謝されているところですが、全体的に高齢者の人口が減少傾向にあること、また、訪問介護サービスが増えていること、また、在宅介護からデイを利用せず施設入所する方も多くなっているというのが実情でございます。

デイみづき、デイひじりの利用者さんにつきましては、総体的には減少傾向にあり、デイひじりの施設におきましては、無償貸与の期間も3年となっており、今年度は3年が経過した契約更新となりますが、今後につきましては、社協での施設運営の在り方について研究をしていかなければならない時期かと考えてございます。

次の3年の契約の中においては、今後の方向性についても細かな、社協として研究をしたいと思っているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） そうすると、今年度末で期間満了は迎えるけれども、今後また3年間は、賃貸をして指定管理をしていくという方向性ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 3年間の満期になったわけでございますけれども、あと3年、その間に方向性を確定していきたいと思ひっているところがございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） そして、先ほど村長の答弁の中で、社協の中で検討をというご答弁でございましたけれども、一応村が、社協に指定管理をして契約を結んでいるという状況ですから、もちろん社協も中心にはなければいけないとは思ひますが、ぜひ村も、あるいはケアマネの連絡会、そういう方々も踏まえて、今後検討をしていただけないかなというふうに要望をいたします。

次に、麻績村の基金の活用と今後の見通しについてお聞ひします。

地方交付税の収入も16億円となり、そして、令和4年度の経常収支比率も78.6%であり、麻績村の財政は健全であることは認識しております。

令和4年度、前年度で基金積立額も4億円を超え、目的基金を踏まえ総額34億3,800万円余となりました。

現状をどのように捉えているか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えをしたいと思います。

基金につきましては、多くは目的基金ということで積立てがされてございます。

目的基金には、上下水道の施設の老朽化に伴う改修工事に向けての基金や、老朽化する農業排水路等の農業振興に向けての基金、福祉施設等の整備に向けての基金、観光施設の改修に使う目的基金など、地震や豪雨災害など緊急時に早急に対応できる基金となっております。

基金につきましては、どのくらいあればというような基準はありませんが、市町村によりましてまちまちで、非常時を考えるとどこにある程度の基金を積み立てておく必要があるのではないかと考えているところでございます。

村民の福祉の充実に向けて活用することも考えながら、住民皆様の身近な事業への活用も今後図っていかねばと考えているところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 分かりました。

次に、義務教育施設の改築に向けてとして、教育施設整備事業基金の増強、増額の考えはないか。少子化により、子供の数は大きく変動しないと推察、むしろ減少が危惧されている状況かと思います。小学校、中学校、両校舎も改築等をされ、今日まで子供の学び舎としてそれぞれの目的を果たされていると理解しております。

中学校も村立になった現在、将来の教育環境整備に向けて、建設場所は別にしても、1か所にまとめて整備することを視野に教育整備事業基金の積立てで、計画的に増強、増額するべきではないかと思いますが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

若者定住住宅の整備促進や子育て支援の充実に図っても、なかなか少子化の加速が止まらないのが現状でございます。令和4年度の出生者数も、過去最低の全国では77万人台となり、児童や生徒が将来的に減少していくことは、全国的な傾向かと洞察されるところでございます。

小学校と中学校を一つにした新たな校舎の建設につきましては、将来的には望ましいことではないかと思っているところでございます。しかしながら、新たな校舎を建設するとなると、現在の建設費高騰の中では文科省の補助率も低く、大変な事業となりますし、現在の余裕を持った面積での学校の建設は難しいと考えているところでございます。

小・中学校共に50年前後の歳月が過ぎようとしてございますので、耐震工事等により全面改修はしたものの、全体的には老朽化が進んでいるというのが言えるのではないかと考えているところでございます。

いずれかの時期に研究していかなければならないとは感じておりますが、今後の魅力ある教育環境の充実を考えますと、余裕があれば将来に備えた基金の増強も考えていかなければならないのではないかと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 今回の9月補正で今年度4,500万円を積み立てて、令和4年度末では9,650万円で行いましたけれども、この議会で議決されますと、1億4,150万円ということでございます。

先ほど、村長からも文科省の補助率が低いというお話がございまして、それも理解できます。ただ、教育というものは人材を育てる大事な場所だというふうに私は思っております。したがって、造るときには小・中学校が1か所というそういう状況下で、また、移住される方の選択肢の中にも、教育とか、働く場所とか、住宅とか、そういうところが選択肢の一つとも言われております。

ぜひとも、そんな気持ちを持って積極的に財政が許す限りは、こういう目的基金を増強していただきたいというふうに思いますが、再度、村長の考えをお聞きしますが、よろしくお願ひします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員の言われるとおり、子育て、また、教育環境の充実というものにつきましては、今、最優先の事業ではないかと思っているところでございます。

学校のそういった小・中学校を一つにというようなことも大体理解はできるところでございます。こういった少子高齢化が進む中におきましては、地域の学校統合というような部分も今まで協議がされてきたわけでございますけれども、いずれ時代の波とともに、またそう

いった波も来るのではないかと考えているところでございますけれども、いずれにしても、そういった風になるまでにおいては、やはり地域、麻績村の子供たちが伸び伸びと明るく、そして元気に健やかに育てるような、そんな教育環境の充実に向けて整備するためにもそういった基金の積み込みをするとともに、今後においても教育環境の充実に向けてはしっかりと実施をしていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

最後になりますが、基金活用でございます。

毎回しつこいと思いますけれども、現在、燃料の高騰、物価高等により、住民生活は大変厳しい状況でございます。財政調整基金も令和4年度末で10億円を超え、令和5年度においても7,000万円の積立てを予定されております。

自主財源の乏しい村であり、後年度負担の蓄えも必要かと思いますが、他の自治体の動向を踏まえ、こんなときだからこそ住民生活を支えていただきたいと思いますけれども、村民への支援についてこの基金活用のお考えはないか、村長にお尋ね申し上げます。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

基金につきましては、さきに申し上げたとおり、各種事業推進に必要な目的基金と、緊急を要する事業の実施や災害などの事態が発生したときに活用する基金等々があるわけがございますけれども、目的基金については、それぞれ改修の時期が来れば活用していかなければなりませんし、今後、福祉施設の建設や浄水場の整備、また村営住宅の建設、また駅前広場の改修等、大規模な事業も計画されております。必然的に、今後は基金の活用もしなければならぬと考えているところでございます。

基金の積み込みにより、特別交付税等には影響はないわけでございますけれども、現在のところ、基金等も同規模の町村においても麻績村より多額の基金を積み込んでいる市町村もあるというようなことでございますけれども、しかしながら、住民の皆さん方から寄せられた要望等の実現に向けて、今後、基金の活用、また、物価高騰等の中におきましては、そういった住民の生活を支える部分からも、今後必要に応じては基金の活用も考えていかなければならないかなと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水清議員。

○7番（清水 清君） 今、ご答弁いただきましたけれども、物価高騰による対策、あるいは道路舗装、補修、あるいは村民要望など、足元の小さな事業等の要望に充てても私はいいというふうに思っております。基金を積むだけではなくて、行政は単年度主義という基本もございますので、そんなことも踏まえ、ぜひとも村民の福祉に貢献していただきたいと思います。

以上をもって、私の一般質問を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 7番、清水清議員の一般質問が終了いたしました。

◎委員長報告

○議長（峯村賢治君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託しました第5－4号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情、第5－5号 「健康保険証」存続に関する意見書の提出を求める陳情、第5－6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願、第5－7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願の結果についての報告を求めます。

塚原社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託をされました陳情2件、請願2件の審査した結果をご報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

まず、第5－4号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情につきましては、採択、意見書提出としました。

私学助成の主体をなす国・県からの補助金は一定の前進は見られるものの、生徒減少期の現在、私立高校の運営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より、国は経済的負担を軽減する必要があると認められる者へ教育の機会均等に寄与することを目的に高等学校等就学支援金を支給しており、私学に通う生徒にも就学支援金が支給されることとなりま

した。また、麻績村においても、私立高校へ通学する生徒1人に対し、年間2万円の定額補助を行っています。

このような補助制度は、公立と私学の学費の差による保護者の負担を軽減し、公教育の一翼を担う私学振興のためにも、重要な政策であると考えます。しかし、昨今の厳しい経済状況の中で、保護者の学費負担の深刻な状況は今も続いており、多くの保護者、生徒が公立学校との学費差をなくしてほしいと願っています。

よって、この陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択としました。

次に、第5-5号 「健康保険証」存続に関する意見書の提出を求める陳情につきましては、採択、意見書提出としました。

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに1本化する法案を可決、成立させました。しかし、誤登録や情報漏えい、資格無効と表示されるなど、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者、国民が不安を抱えています。

さらに、寝たきりや認知症、独り暮らしの高齢者や心身に障害を持つ方々は、十分に対応ができずに必要な医療を受ける権利が損なわれるおそれもあり、国民の命に関わる深刻な事態にも発展しかねません。誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険の土台を揺るがす重大な問題です。いつでも、どこでも、誰でもが安心して医療を受けられるように健康保険証の廃止を行わず、現在の健康保険証の存続を求めるものであります。

よって、この陳情の趣旨は妥当であり、本委員会は採択としました。

次に、第5-6号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願につきましては、採択、意見書提出としました。

2021年度からの5年計画で、小学校は35人学級が実現することとなりました。しかし、豊かな学びのためには、35人学級でもまだ不十分であり、中学校は40人のままとなっています。

長野県では、2013年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小・中学校全学年で35人学級となっています。また、複式学級の学級定員についても、長野県は独自に小・中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏づけがないため、財政的負担は大きくなります。小学校では専科教員が県基準の学級ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を臨時的に任用職員の配置により対応していたりなど、課題も多く残されています。

学校現場では、新学習指導要綱やGIGAスクール構想への対応、貧困、いじめ、不登校

などの解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。さらに、教員不足も深刻で、欠員が常態化し、子供たちの学びを保障できない状況が生じている現状です。

よって、この請願の願意は妥当であり、本委員会は採択としました。

次に、第５－７号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願につきましては、採択、意見書提出としました。

へき地教育振興法は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の僻地における教育の確保、施設設備の整備、学習の指導方法等、各種の面について教育の地域的格差を是正するため昭和29年に制定され、昭和45年の一部改正により、僻地学校等に勤務する教職員のうち一定条件を備えた者には、一定期間赴任手当に準ずる手当が支給されることになっています。

長野県では、平成18年度以降、この僻地手当が8分の1に削減され、現在は省令基準の3分の1まで回復していますが、近隣県では従来の支給率を採用しており、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出が起きています。長野県の地理的、自然的条件から鑑みても、近県並みに戻す必要があると考えます。

よって、この請願の願意は妥当であり、本委員会は採択としました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情2件、請願2件の審査結果といたします。

○議長（峯村賢治君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第５－４号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情については、採択、意見書提出です。

それでは付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第５－４号の陳情は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第５－４号の陳情は採択、意見書提出とすることに決定しました。

続いて、第５－５号 「健康保険証」存続に関する意見書の提出を求める陳情については、採択、意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第５－５号の陳情は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第５－５号の陳情は採択、意見書提出とすることに決定しました。

続いて、第５－６号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願は、採択、意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第５－６号の請願は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第５－６号の請願は採択、意見書提出とすることに決定しました。

続いて、第５－７号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願は、採択、意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第５－７号の請願は採択、意見書提出とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第５－７号の請願は採択、意見書提出とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で、令和５年第３回麻績村議会９月定例会第２日目を散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 ３時４１分

令和5年第3回麻績村議会定例会（第3日）

議 事 日 程（第3号）

令和5年9月12日（火）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|----------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和4年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和4年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和4年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和4年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和4年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和4年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和4年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 令和5年度麻績村一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第 3 号 | 令和5年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第 4 号 | 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第 5 号 | 令和5年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第 6 号 | 令和5年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第 7 号 | 令和5年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第 8 号 | 令和5年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 同意第1号及び同意第2号上程 | |
| 日程第17 | 同意第 1 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第18 | 同意第 2 号 | 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第19 | 発議第 1 号 | 私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出について |

日程第 2 0 発議第 2 号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める意見書の提出について

日程第 2 1 発議第 3 号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について

日程第 2 2 発議第 4 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について

日程第 2 3 発議第 5 号 議会議員の派遣について

日程第 2 4 閉会中の所管事務調査の件について（議会運営委員会）

出席議員（8名）

1 番	飯 森 茂 孝 君	2 番	塚 原 利 彦 君
3 番	宮 下 朗 君	4 番	茂 木 泰 男 君
5 番	飯 森 寛 志 君	6 番	宮 川 秀 俊 君
7 番	清 水 清 君	8 番	峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進課 長	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	森 山 正 一 君	振 興 課 長	塚 原 貴 志 君
観 光 課 長	宮 下 浩 保 君	教 育 次 長	臼 井 太 津 男 君
代表監査委員	飯 森 力 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚 原 優 仁	書 記	堀 内 勝
--------	---------	-----	-------

開議 午後 1 時 3 0 分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8 名全員です。定足数に達していますので、令和 5 年第 3 回麻績村議会 9 月定例会第 3 日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎認定第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第 1、認定第 1 号 令和 4 年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入、歳出、歳入歳出全般に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

初めに、歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。その際は、ページを言って質問をしてください。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、認定第1号について質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） 討論なしと認めます。

それでは、採決します。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯村賢治君） 全員起立。

全員賛成と認め、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第2、認定第2号 令和4年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第２号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎認定第３号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第３、認定第３号 令和４年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第３号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第４号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第４、認定第４号 令和４年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳

出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第5、認定第5号 令和4年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第6、認定第6号 令和4年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第7、認定第7号 令和4年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第8、議案第1号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第9、議案第2号 令和5年度麻績村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第10、議案第3号 令和5年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第11、議案第4号 令和5年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第12、議案第5号 令和5年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第13、議案第6号 令和5年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第14、議案第7号 令和5年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第15、議案第8号 令和5年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎同意第1号及び同意第2号の上程、提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第16、同意第1号 教育委員会委員の任命について、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを上程いたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 令和5年9月定例会に提出いたしました追加議案の提案理由を申し上げます。

初めに、同意第1号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員、宮下温子氏が、令和5年11月4日をもって任期満了となるため、新たに麻績村日1269番地、坂口曜子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年11月5日から令和9年11月4日までの4年間です。

次に、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審査委員会委員、高野兼雄氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため、引き続いて高野兼雄氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間です。

以上、同意2件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明があったら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩し、同意第1号及び第2号について、全員協議会にて提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

委員会室へ移動してください。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時52分

○議長（峯村賢治君） 会議を再開いたします。

◎同意第1号の質疑、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第17、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第18、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第19、発議第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第20、発議第2号 「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第21、発議第3号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第4号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第22、発議第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてを議題と

いたします。

質疑を行います。

発議第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第4号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第5号の上程、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第23、発議第5号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（峯村賢治君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議

題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶がございます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月5日に開会されました第3回麻績村議会定例会におきましては、令和4年度の決算認定をはじめ、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算、人事案件ほかの議案を提出させていただきました。これらの全議案につきまして慎重にご審議を賜り、全て原案どおり認めていただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、いずれも重要な事業でございますので、適正に執行してまいりたいと考えているところでございます。

一般質問におきましては、7名の議員から今日の課題や将来の村づくりに向けての多くの貴重な提案をいただきました。いずれもこれからの村づくりに貴重な事項と受け止めさせていただき、研究を深めてまいりたいと考えているところでございます。

令和4年度の決算から監査委員よりご意見もございましたが、将来を見据えた健全な財政

運営に考慮し、貴重な財源を一層効果的に活用し、住民の皆さんが安心・安全に暮らせる村づくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

議員各位には引き続きご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げ、新型コロナウイルス感染症も5類となったとはいえ、感染も増加傾向にありますので、感染には十分気をつけていただくことを願い、閉会に当たりまして挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、令和5年第3回麻績村議会9月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時00分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員